目　　次

第１節　商号の登記 …… 1

第１　商号の登記 …… 1

第２節　未成年者及び後見人の登記 …… 7

第１　未成年者の登記 …… 7
第２　後見人の登記 …… １１

第３節　支配人の登記 …… ２１

第１　個人商人の支配人の登記 …… ２１
第２　会社の支配人の登記 …… ２６

第４節　株式会社の登記 …… ３０

第１　設立に関する登記 …… ３０
第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記 …… ４０
第３　本店移転の登記 …… ４７
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記 …… ５６
第５　役員に関する登記 …… ６０
第６　一時役員等の職務を行う者に関する登記 …… ９０
第７　役員の職務執行停止及び職務代行者に関する登記 …… ９１
第８　発行可能株式総数に関する変更の登記及び発行する株式の内容（種類株式発行会社にあっては，発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容）に関する登記 …… ９４
第９　株式の譲渡制限に関する登記 …… １０２
第10　単元株に関する登記 …… １０３
第11　募集株式発行等による発行済株式総数等の変更の登記 …… １０５
第12　株券発行会社に関する登記 …… １１１
第13　資本金の額の変更に関する登記 …… １１２
第14　株主名簿管理人に関する登記 …… １１３
第15　存続期間又は解散の事由に関する登記 …… １１４
第16　新株予約権に関する登記 …… １１７

第17　株式会社を持分会社とする組織変更の登記 …… １２４
第18　合併に関する登記 …… １２６
第19　会社分割に関する登記 …… １３３
第20　解散に関する登記 …… １４０
第21　清算株式会社に関する登記 …… １４４
第22　継続の登記 …… １４７
第23　清算結了の登記 …… １４８

第５節　合名会社の登記 …… １４９

第１　設立に関する登記 …… １４９
第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記 …… １５０
第３　本店移転の登記 …… １５０
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記 …… １５０
第５　社員の加入，退社等に関する登記 …… １５１
第６　代表社員に関する登記（会社を代表しない社員がある場合に限る。） …… １５５
第７　存続期間又は解散の事由に関する登記 …… １６０
第８　合名会社を合資会社（又は合同会社）とする種類変更の登記 …… １６１
第９　組織変更の登記 …… １６３
第10　合併に関する登記 …… １６５
第11　分割に関する登記 …… １６８
第12　解散に関する登記 …… １７０
第13　清算人の登記 …… １７１
第14　継続の登記 …… １７２
第15　清算結了の登記 …… １７２

第６節　合資会社の登記 …… １７３

第１　設立に関する登記 …… １７３
第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記 …… １７４
第３　本店移転の登記 …… １７４
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記 …… １７４
第５　社員の加入，退社等に関する登記 …… １７５
第６　代表社員に関する登記 …… １８１
第７　存続期間又は解散の事由に関する登記 …… １８１
第８　合資会社を合名会社（又は合同会社）とする種類変更の登記 …… １８２
第９　組織変更の登記 …… １８４
第10　合併に関する登記 …… １８６

第11　会社分割の登記 …… １８８
第12　解散に関する登記 …… １９０
第13　清算人の登記 …… １９０
第14　継続の登記 …… １９０
第15　清算結了の登記 …… １９０

第７節　合同会社の登記 …… １９１

第１　設立に関する登記 …… １９１
第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記 …… １９２
第３　本店移転の登記 …… １９２
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記 …… １９２
第５　業務執行社員の加入，退社等に関する登記 …… １９３
第６　代表社員に関する登記 …… １９６
第７　存続期間又は解散の事由に関する登記 …… １９７
第８　合同会社を合名会社（又は合資会社）とする種類変更の登記 …… １９８
第９　組織変更の登記 …… １９９
第10　合併に関する登記 …… ２０１
第11　会社分割の登記 …… ２０３
第12　解散に関する登記 …… ２０５
第13　清算人の登記 …… ２０６
第14　継続の登記 …… ２０７
第15　清算結了の登記 …… ２０７

第８節　外国会社の登記 …… ２０８

第１　初めて日本における代表者を定める登記 …… ２０８
第２　日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後，新たに日本における代表者を定めた場合にする登記及び日本に営業所を設置した外国会社がその登記後，新たに営業所を定めた場合にする登記 …… ２１０
第３　日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転する登記 …… ２１２
第４　日本に営業所を設置している外国会社がその登記後，他の登記所の管轄区域内に営業所を移転する登記 …… ２１３
第５　日本に営業所を設置していない外国会社が日本における代表者の登記後に営業所を設置する登記 …… ２１４
第６　日本に営業所を設置している外国会社が営業所を閉鎖する登記（日本における代表者全員が退任しようとするときを除く。） …… ２１５

第７　すべての日本における代表者が退任する登記 …… ２１６
第８　公告の方法の登記 …… ２１７
第９　日本における代表者の変更の登記 …… ２１９

第９節　経過措置 …… ２２０

第１　株式会社に関する経過措置 …… ２２０
第２　特例有限会社に関する経過措置 …… ２３６
第３　合名会社及び合資会社に関する経過措置 …… ２４１
第４　外国会社に関する経過措置 …… ２４４

第１節　　商号の登記

第１　商号の登記

１　商号新設の登記

商　号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目３番３号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

２　営業所移転による登記

(1)　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号	
	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１９年１１月　１日移転 平成１９年１１月　８日登記

(2)　他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地でする場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

登記記録に関する事項	平成１９年１１月１日東京都新宿区北新宿一丁目８番２３号に営業所移転 平成１９年１１月　８日登記 平成１９年１１月　８日閉鎖

新所在地でする場合

商　号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都新宿区北新宿一丁目８番２３号
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目３番３号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１１月１２日登記

３　商号の譲渡又は相続による変更の登記

商　号	甲野太郎呉服店	
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目３番３号 甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 丙野次郎	平成１９年１１月　１日譲渡 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　商号の相続による変更の登記については，原因項目を「相続」とする。

４　営業譲渡の際の免責の登記

商　号	甲野太郎呉服店	
商号譲渡人の債務に関する免責	譲受人丙野次郎は譲渡人甲野太郎の債務について責に任じない	平成１９年１０月　８日登記
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目３番３号 甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 丙野次郎	平成１９年１０月　１日譲渡 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　会社が商号の譲受人である場合については，第４節株式会社の第２の１の(4)の例参照。

５　登記事項の変更による登記

（1）　商号を変更した場合

商　号	甲野太郎呉服店	
	甲野呉服店	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

（2）　営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	東京都新宿区柏木一丁目１番地	
	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号	平成１９年１０月　１日住居表示実施 平成１９年１０月　８日登記

（3）　商号使用者が住所を移転した場合

商号使用者の氏名及び住所	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿三丁目２番１号 甲野太郎	平成１９年１０月　１日移転 平成１９年１０月　８日登記

(4)　商号使用者の住所を変更した場合（行政区画等の変更に伴う変更）

商号使用者の氏名及び住所	東京都新宿区北新宿四丁目８番１号 甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿五丁目１番１号 甲野太郎	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日修正

(5)　商号使用者の氏名を変更した場合

商号使用者の氏名及び住所	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 乙村太郎	平成１９年１０月　１日氏変更 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　名の変更による場合の原因項目は「名変更」とする。

(6)　営業の種類を変更した場合

営業の種類	呉服類の販売
	１　衣料品及び化粧品の販売 ２　前号に関する事項 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

６　商号廃止の登記

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日商号廃止 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

７　商号登記の抹消

(1)　抹消判決に基づき申請のあった場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日商号登記抹消 平成２０年　４月　１日閉鎖

(2)　商業登記法第３３条の規定による場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日商業登記法第３３条の規定により商号登記抹消 平成２０年　４月　１日閉鎖

第２節　　未成年者及び後見人の登記

第１　未成年者の登記

１　未成年者の登記（初めてする場合）

未成年者の氏名、出生の年月日及び住所	東京都港区白金台一丁目１番１号 甲野太郎 平成２年５月１日生
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
営業の種類	食堂の経営
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

２　営業所移転による登記

(1)　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号	
	東京都千代田区大手町一丁目３番３号	平成１９年１１月　１日移転 平成１９年１１月　８日登記

(2)　他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地でする場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

登記記録に関する事項	平成１９年１１月１日東京都港区東麻布二丁目１１番１号に営業所移転 平成１９年１１月　８日登記 平成１９年１１月　８日閉鎖

新所在地でする場合

未成年者の氏名、出生の年月日及び住所	東京都港区白金台一丁目１番１号 甲野太郎 平成２年５月１日生
営業所	東京都港区東麻布二丁目１１番１号
営業の種類	食堂の経営
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１１月　８日登記

３　登記事項の変更による登記

(1)　未成年者の氏名を変更した場合

未成年者の氏名、出生の年月日及び住所	東京都港区白金台一丁目１番１号 甲野太郎 平成２年５月１日生	
	東京都港区白金台一丁目１番１号 乙野太郎 平成２年５月１日生	平成１９年１２月　１日氏変更 平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　未成年者が養子縁組等により氏を変更した例である。

(2)　営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	東京都港区白金台一丁目１番地	
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号	平成１９年１１月　１日住居表示実施 平成１９年１１月　８日登記

(3)　営業の種類を変更した場合

営業の種類	食堂の経営	
	１　食堂及び喫茶店の経営 ２　前号に附帯する事項 平成１９年１１月　１日変更	平成１９年１１月　８日登記

４　消滅の登記

（1）　営業許可の取消しの場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日許可の取消 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

（2）　未成年者の死亡による場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日死亡 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

（3）　未成年者が成年に達したため職権で抹消する場合

登記記録に関する事項	平成２２年５月１日職権抹消 平成２２年　５月　１日閉鎖

第２　後見人の登記

１　後見人の登記（初めてする場合）

(1)　後見人が個人の場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

(2)　成年後見人が法人の場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 株式会社甲野商店
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

２　成年後見人の権限の共同行使に関する登記

（1）　成年後見人の登記と同時に権限の共同行使に関する規定を設けた場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎
後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野花子
後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

(2)　成年後見人の登記後，権限の共同行使に関する規定を設けた場合

後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する	平成１９年１１月　１日設定 平成１９年１１月　８日登記

(3)　権限の共同行使に関する規定を変更した場合

後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する	平成１９年１１月　１日設定 平成１９年１１月　８日登記
	甲野太郎と乙野三郎は共同して後見人の権限を行使する	平成１９年１２月　１日変更 平成１９年１２月１０日登記

(4)　権限の共同行使の規定を廃止した場合

後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する	平成１９年１１月　１日設定 平成１９年１１月　８日登記 平成１９年１２月　１日廃止 平成１９年１２月１０日登記

３　成年後見人の事務分掌に関する登記

（1）　事務分掌に関する規定を設けた場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 仕入に関する事務 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項

（2）　事務分掌に関する規定を変更した場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 仕入に関する事項 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項	
	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 営業に関する事項 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項	平成１９年１２月　１日変更 平成１９年１２月１０日登記

(3)　事務分掌に関する規定を廃止した場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 仕入に関する事項 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項	
	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎	平成１９年１２月　１日事務分掌の規定廃止 平成１９年１２月１０日登記

４　営業所移転による登記

（1）　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号	
	東京都中央区銀座二丁目１番１号	平成１９年１１月　１日移転 平成１９年１１月　８日登記

（2）　他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地でする場合

営業所	東京都中央区京橋二丁目５番１号

登記記録に関する事項	平成１９年１２月１日東京都新宿区北新宿一丁目１番１号に営業所移転 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

新所在地でする場合

後見人の氏名及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎
営業所	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１２月１０日登記

5　登記事項の変更による登記

(1)　後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎	
	東京都中央区築地六丁目２０番６号 乙村太郎	平成１９年１０月　１日氏変更 平成１９年１０月　８日登記
	東京都中央区銀座四丁目１番１０号 乙村太郎	平成１９年１１月　１日住所移転 平成１９年１１月　８日登記

(2)　成年後見人が商号を変更し又は本店を移転した場合

後見人の氏名又は名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野信託株式会社	
	東京都中央区築地六丁目２０番６号 乙村信託株式会社	平成１９年１０月　１日商号変更 平成１９年１０月　８日登記
	東京都中央区銀座四丁目１番１０号 乙村信託株式会社	平成１９年１１月　１日本店移転 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　合併等により成年後見人の商号に変更があった場合には，原因項目を「合併による何某の商号変更」等とする。

合併等により成年後見人の本店が移転した場合には，原因項目を「合併による本店移転」等とする。

合併等により成年後見人の商号に変更があると同時に，本店が移転した場合には，原因項目を「合併による商号変更及び本店移転」等とする。

(3)　被後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合

被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目５番１号 乙野次郎	
	東京都中央区京橋二丁目５番１号 丙山次郎	平成１９年１１月　１日氏変更 平成１９年１１月　８日登記
	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号 丙山次郎	平成１９年１２月　１日住所移転 平成１９年１２月１０日登記

(4)　営業の種類を変更した場合

営業の種類	洋菓子の製造販売
	１　洋菓子の製造販売 ２　喫茶店の経営 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

６　消滅の登記

(1)　後見監督人の同意が取り消された場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日後見監督人の同意取消 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

(2)　後見人が辞任した場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日後見人辞任 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

〔注〕　後見人が解任された場合（民法第８４６条）は，「平成　年　月　日後見人解任」とする。

(3)　未成年被後見人が成年に達した場合

登記記録に関する事項	平成２２年５月１日被後見人が成年に達した 平成２２年　５月　８日登記 平成２２年　５月　８日閉鎖

(4)　成年被後見人について後見開始の審判が取り消された場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日後見開始の審判の取消し 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

(5)　被後見人が死亡した場合

登記記録に関する事項	平成１９年１２月１日被後見人死亡 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

〔注〕　後見人が死亡した場合は,「平成　年　月　日後見人死亡」とする。

第３節　　支配人の登記

第１　個人商人の支配人の登記

１　支配人選任の登記

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目２番２号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目３番３号
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは，「支配人の代理すべき営業」及び「支配人の使用すべき商号」をも記録する。

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目２番２号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目３番３号
支配人の代理すべき営業	呉服類の販売
支配人の使用すべき商号	甲野太郎呉服店
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月　１日登記

２　支配人を置いた営業所の移転の登記

(1)　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目３番３号	
	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１９年１０月　１日移転 平成１９年１０月　８日登記

(2)　他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地でする場合

支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目３番３号

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都新宿区北新宿一丁目１番１号に支配人を置いた営業所移転 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

新所在地でする場合

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目２番２号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都新宿区北新宿一丁目１番１号
登記記録に関する事項	新設 平成１９年１０月１２日登記

３　登記事項の変更による登記

（1）　支配人の住所を変更した場合（住居表示の実施）

<table>
<tr><td rowspan="3">支配人の氏名及び住所</td><td colspan="2">東京都新宿区柏木一丁目１番地
乙野次郎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都新宿区柏木一丁目１番１号
乙野次郎</td><td>平成１９年１１月　１日住居表示実施</td></tr>
<tr><td>平成１９年１１月　８日登記</td></tr>
</table>

（2）　商人の氏名を変更し又は住所を移転した場合

<table>
<tr><td rowspan="5">商人の氏名及び住所</td><td colspan="2">東京都千代田区霞が関二丁目２番２号
甲野太郎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都千代田区霞が関二丁目２番２号
丙村太郎</td><td>平成１９年１１月　１日氏変更</td></tr>
<tr><td>平成１９年１１月　８日登記</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
丙村太郎</td><td>平成１９年１２月　１日移転</td></tr>
<tr><td>平成１９年１２月　８日登記</td></tr>
</table>

４　支配人の代理権消滅の登記

(1)　支配人が辞任した場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日支配人辞任により代理権消滅 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

〔注〕　支配人が解任されたことにより代理権が消滅した場合には，「平成　年　月　日支配人解任により代理権消滅」とする。

(2)　商人が破産した場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日商人の破産手続開始決定により代理権消滅 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

(3)　営業所を廃止した場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日支配人を置いた営業所廃止により代理権消滅 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

〔注〕　営業を廃止したため支配人の代理権が消滅した場合には，「平成　年　月　日営業廃止により代理権消滅」とする。

(4)　支配人が死亡した場合

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日支配人死亡により代理権消滅 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

〔注〕　支配人が破産手続開始決定又は後見開始の審判を受けたことにより代理権が消滅した場合には，「平成　年　月　日支配人破産手続開始決定により代理権消滅」又は「平成　年　月　日支配人後見開始の審判により代理権消滅」とする。

第２　会社の支配人の登記

１　支配人選任の登記

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号

〔注〕１　会社の支配人の登記は，本店所在地の登記所（外国会社にあっては，すべての管轄登記所）の登記記録における会社支配人区にする。

２　本例は，会社の設立と同時に支配人が選任され，その支配人選任の登記をする場合の例である。なお，会社の設立後に支配人を選任した場合は，次のとおり，登記年月日を入力する。

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	---------- 平成１９年１０月　１日登記

２　登記事項の変更による登記

(1)　支配人の氏名を変更した場合

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	
	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 乙　村　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１９年１０月　１日甲野太郎の氏変更 平成１９年１０月　８日登記

(2)　支配人の住所を移転した場合

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	
	東京都千代田区神田駿河台二丁目９番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１９年１０月　１日移転 平成１９年１０月　８日登記

(3)　支配人を置いた営業所を変更した場合（住居表示の実施）

<table>
<tr><td rowspan="2">支配人に関する事項</td><td colspan="2">東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地
甲　野　太　郎
営業所　東京都千代田区丸の内一丁目５番地</td></tr>
<tr><td>東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地
甲　野　太　郎
営業所　東京都千代田区丸の内一丁目４番４号</td><td>平成１９年１１月　１日住居表示実施
平成１９年１１月　８日登記</td></tr>
</table>

(4)　支配人を置いた営業所（支店）を移転した場合

<table>
<tr><td rowspan="2">支配人に関する事項</td><td colspan="2">東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地
甲　野　太　郎
営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号</td></tr>
<tr><td>東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地
甲　野　太　郎
営業所　東京都千代田区丸の内二丁目１０番２号</td><td>平成１９年１０月　１日営業所移転
平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
</table>

〔注〕　同一登記所の管轄区域内における移転の場合も，他の登記所の管轄区域内への移転の場合も，同様である。

３　支配人の代理権の消滅の登記

(1)　支配人が辞任した場合

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	
		平成１９年１１月　１日辞任
		平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　支配人が解任されたことにより代理権が消滅した場合には，原因項目を「解任」とする。

(2)　支配人を置いた営業所を廃止した場合

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	
		平成１９年１１月　１日支配人を置いた営業所廃止
		平成１９年１１月　８日登記

(3)　支配人が死亡した場合

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	
		平成１９年１２月　１日死亡
		平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　支配人が破産手続開始決定又は後見開始の審判を受けたことにより代理権が消滅した場合には，原因項目を「破産手続開始決定」等とする。

第４節　　株式会社の登記

第１　設立に関する登記

１　設立の登記（本店所在地でする場合）

（1）　取締役会を設置していない会社の場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２００株
資本金の額	金３００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記

(2)　取締役会設置会社，監査役設置会社及び監査役会設置会社の場合（会社法第３２７条，第３９０条，第９１１条）

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　五　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎

	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎
	監査役　　丁　野　六　郎
	監査役　　戊　野　七　郎 （社外監査役）
	監査役　　戊　野　八　郎 （社外監査役）
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地
	４ 東京都西東京市本町四丁目１６番２４号
存続期間	会社成立の日から満５０年
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記

(3)　会計参与設置会社の場合（会社法第３３３条，第９１１条）

役員に関する事項	会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社

(4)　会計監査人設置会社の場合（会社法第３３７条，第９１１条）

役員に関する事項	監査役　　丁　野　六　郎
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

(5)　仮会計監査人を選任した場合（会社法第３４６条第４項，第９１１条）

役員に関する事項	会計監査人　　甲　野　花　子	平成１９年１２月　３日死亡 平成１９年１２月１０日登記
	仮会計監査人　　監　査　法　人　梅　会	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記

(6)　特別取締役による議決の定めがある会社の場合（会社法第３７３条，第９１１条）

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　五　郎
	取締役　　戊　野　七　郎 （社外取締役）
	取締役　　戊　野　八　郎
	取締役　　戊　野　九　郎
	特別取締役　　甲　野　太　郎
	特別取締役　　戊　野　七　郎
	特別取締役　　戊　野　八　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
	監査役　　丁　野　六　郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある

(7)　委員会設置会社の場合（会社法第４００条，第９１１条）

役員に関する事項	取締役	甲　野　太　郎
	取締役	乙　田　春　子
	取締役	丙　川　三　郎
	取締役	丁　山　四　郎
	取締役 （社外取締役）	戊　沢　五　郎
	取締役 （社外取締役）	己　島　夏　江
	取締役 （社外取締役）	庚　塚　七　郎
	会計監査人	監　査　法　人　桜　会
	指名委員	乙　田　春　子
	指名委員	戊　沢　五　郎
	指名委員	己　島　夏　江
	監査委員	丙　川　三　郎
	監査委員	己　島　夏　江
	監査委員	庚　塚　七　郎
	報酬委員	丁　山　四　郎
	報酬委員	戊　沢　五　郎

	報酬委員　　庚　塚　七　郎
	執行役　　甲　野　太　郎
	執行役　　辛　岡　八　郎
	執行役　　壬　池　九　郎
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表執行役　　甲　野　太　郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社

２　支店所在地でする場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　８日登記

第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記

１　商号の変更等の登記

(1)　商号を変更した場合

商　号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記

(2)　商号抹消の判決が確定した場合

商　号	第一電器株式会社	
		平成１９年１０月　１日抹消

(3)　商業登記法第３３条により商号を抹消した場合

商　号	第一電器株式会社	平成１９年１０月　１日商業登記法第３３条により抹消

(4)　営業又は事業とともに商号を譲り受けて続用する場合の免責の登記

商号譲渡人の債務に関する免責	当会社は平成１９年１０月１日商号の譲渡を受けたが、譲渡会社である東洋電気器具株式会社の債務については責に任じない。	平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　免責の登記は，営業又は事業の譲渡の譲受人が個人商人である場合には，その商号の登記記録にしなければならないが，譲受人が会社であるときは，会社の登記記録にする（規則第５３条）。

２　本店又は支店の所在場所が変更した場合

(1)　本店変更の場合（住居表示の実施）

<table>
<tr><td rowspan="3">本　店</td><td colspan="2">東京都中央区京橋一丁目１番地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都中央区京橋一丁目１番１号</td><td>平成１９年１０月　１日住居表示実施</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
</table>

(2)　支店変更の場合（行政区画の変更）

<table>
<tr><td rowspan="3">支　店</td><td colspan="2">１
東京都北多摩郡田無町一丁目２番地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都西東京市北一丁目２番地</td><td>平成１９年１０月　１日変更</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月　８日修正</td></tr>
</table>

〔注〕１　これは，地番の変更を伴わない場合の例である。

２　行政区画，郡，区，市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは，その変更による登記があったものとみなされ（商登法第２６条），登記官が職権で記載の変更をすることができる（規則第４２条）。その場合には，(2)のように，登記の年月日の記録に代えて，「平成何年何月何日修正」と記録する。

もっとも，会社は，登記官に対して登記簿におけるこれらの記載の変更を促す申出をすることができる（昭和39年9月26日付け法務省民四第308号法務省民事局第四課長回答）。この場合の登記の記録も，同様である。

３　目的を変更した場合

目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　電子複写機の販売 ５　発電機の製造及び販売 ６　前各号に附帯する一切の事業 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

４　公告方法を変更した場合

(1)　日刊新聞紙のみを公告をする方法と定めた場合

公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする	
	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

(2)　電子公告を公告をする方法と定めた場合

ア　電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ

〔注〕アルファベットは，全角文字で入力する（以下同じ。）。

イ　事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

ウ　貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 貸借対照表の公告 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｅｓｓａｎ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ

〔注〕会社法第９１１条第３項第２９号イ，会社法施行規則第２２０条第２項

(3)　電子公告に関する定めを変更した場合

ア　アドレスを変更した場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	
	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

イ　事故等の場合における予備的な公告方法を変更をした場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	
	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

ウ　貸借対照表の公告アドレスを変更した場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 貸借対照表の公告 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｅｓｓａｎ／．ｈｔｍｌ	
	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 貸借対照表の公告 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｅｓｓａｎ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

(4)　株式会社が公告方法を電子公告から日刊新聞紙に変更した場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	
	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

５　会社法第４４０条第３項の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を定めた場合

貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｅｓｓａｎ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記

第３　本店移転の登記

１　支店がない会社の本店移転の登記

(1)　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">本　店</td><td colspan="2">東京都中央区京橋一丁目１番１号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号</td><td>平成１９年１０月　１日移転</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
</table>

(2)　他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地でする場合

本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都新宿区北新宿一丁目８番２３号に本店移転 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

〔注〕１　支店がない会社の例である。

２　移転の登記の年月日は，商業登記法第５２条第３項の通知書到達後の現実に登記をした日ではなく，通知書到達の日である。

新所在地でする場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都新宿区北新宿一丁目８番２３号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	平成１５年４月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０万株
資本金の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年　６月３０日就任
	取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年　６月３０日就任
	取締役　　丙　野　五　郎	平成１９年　６月３０日就任
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年　６月３０日就任
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年　６月３０日就任
	監査役　　丁　野　六　郎	平成１９年　６月３０日就任
存続期間	会社成立の日から満５０年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都中央区京橋一丁目１番１号から本店移転 平成１９年１０月１５日登記	

２　支店がある会社の本店移転の登記

(1)　同一登記所の管轄区域内で移転した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">本　店</td><td colspan="2">東京都中央区京橋一丁目１番１号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号</td><td>平成１９年１０月　１日移転</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
</table>

〔注〕本店所在地の登記所でする場合も，支店所在地の登記所でする場合も，同様である。

(2)　他の登記所の管轄区域内に移転した場合
　旧所在地でする場合（旧所在地に支店がある場合に限る。）

商　号	第一電器株式会社	
本　店	大阪市北区若松町２０番地	
	東京都中央区京橋一丁目１番１号	平成１９年１２月　１日移転 平成１９年１２月　８日登記
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	平成１８年１１月１日	
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	４０００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株	
資本金の額	金５０００万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株主名簿管理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店	
役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	取締役　乙　野　次　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	取締役　丙　野　五　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記

	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	監査役　　丁　野　六　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	監査役　　戊　野　七　郎	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	
	２ 東京都中央区京橋一丁目２番２号	
	３ 神戸市中央区波止場町１番１号	
存続期間	会社成立の日から満５０年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	設立 平成１８年１１月　１日登記	

〔注〕 １　本店移転の登記と同時に，商号，本店，支店（当該登記所の管轄区域内にあるものに限る。），会社成立年月日及び登記記録区の登記以外について，抹消する記号を記録する（規則第６５条第５項）。

２　旧所在地に支店がないときは，１の（２）（支店がない会社の旧所在地における本店移転の登記）と同様に，登記記録を閉鎖する。

新所在地でする場合（新所在地に既存の支店がある場合に限る。）

商　号	第一電器株式会社	
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号	
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に 掲載してする	
会社成立の年月日	平成１８年１１月１日	
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	４０００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株	
資本金の額	金５０００万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株主名簿管理人の氏名及び住所並びに事業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店	
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年　４月　１日就任
	取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年　４月　１日就任
	取締役　　丙　野　五　郎	平成１９年　４月　１日就任
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年　４月　１日就任

	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年　４月　１日就任
	監査役　　丁　野　六　郎	平成１９年　４月　１日就任
	監査役　　戊　野　七　郎	平成１９年　４月　１日就任
支　店	１ 東京都中央区京橋一丁目２番２号	
	２ 大阪市北区若松町１５番地	
	３ 神戸市中央区波止場町１番１号	
存続期間	会社成立の日から満５０年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成１９年１２月１日大阪市北区若松町２０番地から本店移転 平成１９年１２月１５日登記	

〔注〕　新所在地に既存の支店がないときは，１の（２）（支店がない会社の新所在地における本店移転の登記）と同じ。

中央区京橋一丁目２番２号の管轄登記所における既存の支店登記について

本　店	大阪市北区若松町２０番地

登記記録に関する事項	平成１９年１２月１日東京都中央区京橋一丁目１番１号に本店移転 平成１９年１２月１５日登記 平成１９年１２月１５日閉鎖

〔注〕　既存の支店登記の登記記録については閉鎖する（規則第６５条第４項）。

他の支店所在地でする場合

本　店	大阪市北区若松町２０番地	
	東京都中央区京橋一丁目１番１号	平成１９年１２月　１日移転 平成１９年１２月１５日登記

第４　支店の設置，移転及び廃止の登記

１　支店設置の登記

（本店所在地の登記所をＡとし，既存の支店の所在地の登記所をＢとし，新たに設置される支店の所在地の登記所をＣとする。）

(1)　会社成立後支店を設置したときの本店所在地（Ａ）でする場合

支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地	
	４ 東京都西東京市本町四丁目１６番２４号	
	５ 神戸市須磨区権現町一丁目１番３号	平成１８年１０月　１日設置 平成１８年１０月　３日登記

(2)　他の登記所の管轄区域内に支店を設置したときの新支店所在地（Ｃ）で初めてする場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１７年４月１日
支　店	１ 神戸市須磨区権現町一丁目１番３号
登記記録に関する事項	平成１８年１０月１日支店設置 平成１８年１０月　８日登記

２　支店移転の登記

（1）　本店所在地（Ａ）でする場合

<table>
<tr><td rowspan="2">支　店</td><td>１
大阪市北区若松町１５番地</td><td></td></tr>
<tr><td>大阪市中央区谷町二丁目３１番地</td><td>平成１８年１０月　１日移転
平成１８年１０月　３日登記</td></tr>
</table>

〔注〕　同一登記所の管轄区域内で支店を移転したとき（Ｂ→Ｂ）に支店所在地（Ｂ）でする場合も同様である。

(2)　他の登記所の管轄区域内に支店を移転した場合

旧所在地でする場合

支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地

登記記録に関する事項	平成１８年１０月１日大阪市北区若松町１５番地の支店を神戸市須磨区権現町一丁目１番３号に移転 平成１８年１０月　８日登記 平成１８年１０月　８日閉鎖

〔注〕１　旧所在地の登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がない場合の例である。

２　旧所在地の登記所の管轄区域内に本店があるときは，（１）の例による。

３　旧所在地の登記所の管轄区域内に他の支店があるときは，次の例による。

支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	平成１８年１０月　１日移転 平成１８年１０月　８日登記
	２ 大阪市北区南扇町６番２８号	

新所在地（Ｃ）で初めてする場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１７年４月１日
支　店	１ 神戸市須磨区権現町一丁目１番３号
登記記録に関する事項	平成１８年１０月１日大阪市北区若松町１５番地から支店移転 平成１８年１０月　８日登記

〔注〕　新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に本店又は既設の支店がないときの例である。

３　支店廃止の登記

(1)　本店所在地（Ａ）でする場合

<table>
<tr><td rowspan="4">支　店</td><td>１
大阪市北区若松町１５番地

大阪市中央区谷町二丁目３１番地</td><td>平成１８年　９月　１日移転
平成１８年　９月　８日登記</td></tr>
<tr><td colspan="2">２
名古屋市中区三の丸四丁目３番１号</td></tr>
<tr><td colspan="2">３
横浜市神奈川区七島町１１７番地</td></tr>
<tr><td></td><td>平成１８年１０月　１日廃止
平成１８年１０月　８日登記</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">４
東京都西東京市本町四丁目１６番２４号</td></tr>
</table>

(2)　廃止した支店所在地（Ｂ）でする場合

支　店	１ 横浜市神奈川区七島町１１７番地

登記記録に関する事項	平成１８年１０月１日横浜市神奈川区七島町１１７番地の支店廃止 平成１８年１０月　１日登記 平成１８年１０月　８日閉鎖

〔注〕　廃止した支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がない場合の例である（その管轄区域内に本店又は他の支店があるときは，(1)の例による。）。

第５　役員に関する登記

１　取締役，代表取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が就任した場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目１番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　　丙　野　八　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	会計監査人　　山　田　花　子	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記

（参考）就任と同時に，監査役設置会社の定款の定めを設けた場合の登記

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　取締役会設置会社（取締役の員数は３名以上を要する。），会計参与設置会社及び会計監査人設置会社についても，上記記録例と同様である。

２　退任の登記

(1)　取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が退任した場合

ア　任期満了の場合

役員に関する事項	取締役　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日退任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日退任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　丙　野　五　郎	平成１９年１０月　１日退任 平成１９年１０月　８日登記
	会計監査人　山　田　花　子	平成１９年１０月　１日退任 平成１９年１０月　８日登記

イ　辞任の場合

役員に関する事項	取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　　丙　野　五　郎	平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記
	会計監査人　　山　田　花　子	平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

ウ　欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
		平成２０年　４月　１日資格喪失 平成２０年　４月　８日登記

(2)　代表取締役が退任した場合

ア　代表取締役のみを辞任した場合

役員に関する事項	東京都新宿区新宿三丁目８番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　代表取締役のみを解任した場合には，原因項目を「解任」とする。

イ　取締役を辞任したことに伴い，代表取締役を退任した場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都新宿区北新宿一丁目２番６号 代表取締役　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１０月　１日退任 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　取締役の解任又は資格喪失に伴い退任した場合には，原因項目を取締役については「解任」又は「資格喪失」とし，代表取締役については「退任」とする。

ウ　死亡した場合

役員に関する事項	取締役　　乙　野　次　郎	
		平成１９年　４月　１日死亡 平成１９年　４月　８日登記
	東京都千代田区神田三崎町１番１号 代表取締役　　乙　野　次　郎	
		平成１９年　４月　１日死亡 平成１９年　４月　８日登記

３　その他の変更の登記

（1）　役員等の全員が重任した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　戊　野　八　郎	
	監査役　戊　野　八　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記

（2）　役員等の一部が交替した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	取締役　甲　野　太　郎	平成２１年１０月　１日重任 平成２１年１０月　８日登記
	取締役　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日辞任 平成２１年１０月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２１年１０月　１日重任 平成２１年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成２１年１０月　１日重任 平成２１年１０月　８日登記
	監査役　戊　野　八　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　戊　野　八　郎	平成２１年１０月　１日重任 平成２１年１０月　８日登記

(3)　役員の氏名又は名称等が変更になった場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	取締役　乙　野　太　郎	平成１９年１２月　３日甲野太郎の氏変更 平成１９年１２月１０日登記
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 代表取締役　乙　野　太　郎	平成１９年１２月　３日甲野太郎の氏変更 平成１９年１２月１０日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）東京都千代田区霞が関一丁目１番１号	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）東京都千代田区大手町一丁目１番１号	平成１９年１２月　３日備置場所の変更 平成１９年１２月１０日登記
	会計監査人　監　査　法　人　梅　会	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	会計監査人　監　査　法　人　桃　会	平成１９年１２月　３日監査法人梅会の名称変更 平成１９年１２月１０日登記

(4)　代表取締役の住所が変更になった場合

ア　住所移転の場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 代表取締役　甲　野　太　郎	
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都渋谷区代官山町８番地 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　１日住所移転 平成１９年１２月１０日登記

イ　住居表示の実施の場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区茗荷谷町５番地 代表取締役　甲　野　太　郎	
	東京都文京区茗荷谷町５番地 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区小日向一丁目１番３号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　１日住居表示実施 平成１９年１２月１０日登記

ウ　行政区画等の変更の場合

役員に関する事項	取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都北多摩郡保谷町保谷３番地 代表取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都保谷市保谷３番地 代表取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年１２月　１日住所変更 平成１９年１２月１０日修正

４　取締役会設置会社等の定款の定めの廃止に関する登記

(1)　取締役会設置会社の規定を廃止した場合

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
	平成２１年１０月　１日廃止　平成２１年１０月　８日登記

〔注〕　取締役会設置会社の定めを廃止して，会社法第３４９条第２項により各自代表となった場合は，次の例による。

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	取締役　乙　野　次　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	取締役　丙　野　三　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	東京都文京区小日向一丁目１番３号 代表取締役　乙　野　次　郎	平成２１年１０月　１日代表権付与 平成２１年１０月　８日登記
	東京都渋谷区代官山町８番地 代表取締役　丙　野　三　郎	平成２１年１０月　１日代表権付与 平成２１年１０月　８日登記

（参考）各自代表会社から取締役会設置会社となった場合

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成２１年１０月　１日設定　平成２１年１０月　８日登記

〔注〕　取締役会設置会社の定めを設定して，甲野太郎を代表取締役として選定した場合は，次の例による。

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	取締役　乙　野　次　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	取締役　丙　野　三　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	東京都新宿区新宿三丁目６番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記
	東京都文京区小日向一丁目１番３号 代表取締役　乙　野　次　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記
	東京都渋谷区代官山町８番地 代表取締役　丙　野　三　郎	平成２１年　６月３０日就任 平成２１年　７月　１日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記

(2)　会計参与設置会社の定めを廃止した場合（会社法第３３４条）

役員に関する事項	会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記

会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 平成２１年１０月１日廃止　平成２１年１０月８日登記

(3)　監査役設置会社の定めを廃止した場合（会社法第３３６条第４項）

役員に関する事項	監査役　　丁　野　四　郎	平成１９年１０月　１日重任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２１年１０月１日廃止　平成２１年１０月８日登記

(4)　監査役会設置会社の定めを廃止した場合

監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
	平成２１年１０月１日廃止　　平成２１年１０月８日登記

(5)　会計監査人設置会社の定めを廃止した場合（会社法第３３８条第３項）

役員に関する事項	会計監査人	監　査　法　人　梅　会	平成２０年１０月　１日重任
			平成２０年１０月　８日登記
			平成２１年１０月　１日退任
			平成２１年１０月　８日登記

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
	平成２１年１０月１日廃止　平成２１年１０月８日登記

５　特別取締役による議決の定めに関する登記

（1）　新たに特別取締役による議決の定めを設けた場合（会社法第３７３条）

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　乙　野　次　郎	
	取締役　丙　野　五　郎	
	取締役　戊　野　七　郎	
	取締役（社外取締役）　戊　野　七　郎	平成１９年１０月　８日社外取締役の登記
	取締役　戊　野　八　郎	
	取締役　戊　野　九　郎	
	特別取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	特別取締役　戊　野　七　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	特別取締役　戊　野　八　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	
	監査役　丁　野　六　郎	

特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

(2)　特別取締役の変更があった場合

ア　特別取締役が就任した場合

役員に関する事項	特別取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	特別取締役　　戊　野　七　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	特別取締役　　戊　野　八　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記

イ　特別取締役が退任した場合

役員に関する事項	特別取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月１０日登記
	特別取締役　　戊　野　七　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月１０日登記
	特別取締役　　戊　野　八　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月１０日登記

ウ　特別取締役の一部が交替した場合

役員に関する事項	特別取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２０年１１月　１日辞任 平成２０年１１月　８日登記
	特別取締役　　山　田　花　子	平成２０年１１月　１日就任 平成２０年１１月　８日登記

エ　特別取締役である社外取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役　　戊　野　七　郎 （社外取締役）	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記
	特別取締役　　戊　野　七　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２１年１０月　１日退任 平成２１年１０月　８日登記

オ　特別取締役である社外取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎 （社外取締役）	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	取締役　　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　１日業務執行 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　登記原因は，上記のほか，「使用人兼任」，「子会社の業務執行」，「子会社の使用人兼任」等と記録する。

(3)　特別取締役による議決の定めを廃止した場合

特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある 平成１９年１０月　１日設定	平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年　４月　１日廃止	平成２０年　４月　８日登記

役員に関する事項	特別取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成２０年　４月　１日退任
		平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　特別取締役の議決の定めを廃止した場合は，次のとおり，社外取締役の登記の抹消が必要となる（会社法第９１１条第３項第２１号）。

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任
	（社外取締役）	平成１９年１０月　８日登記
	取締役　　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　１日特別取締役の議決の定め廃止により変更
		平成２０年　４月　８日登記

6　会社が新たに委員会設置会社となった場合

(1)　新たに委員会設置会社の定款の定めを設けると同時に，会計参与設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	取締役　乙　田　春　子	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
	取締役　乙　田　春　子	平成２０年１０月　１日重任
	（社外取締役）	平成２０年１０月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成２０年１０月　１日退任
		平成２０年１０月　８日登記
	会計参与　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成２０年１０月　１日退任
		平成２０年１０月　８日登記
	監査役　丁　野　六　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成２０年１０月　１日退任
		平成２０年１０月　８日登記
	会計監査人　監　査　法　人　梅　会	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
	会計監査人　監　査　法　人　梅　会	平成２０年１０月　１日重任
		平成２０年１０月　８日登記

	指名委員　乙田春子	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	指名委員　戊沢五郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	指名委員　己島夏江	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	監査委員　丙川三郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	監査委員　己島夏江	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	監査委員　庚塚七郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	報酬委員　丁山四郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	報酬委員　戊沢五郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	報酬委員　庚塚七郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	執行役　甲野太郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表執行役　甲野太郎	平成２０年１０月　１日就任 平成２０年１０月　８日登記
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 平成２０年１０月　１日廃止　平成２０年１０月　８日登記	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２０年１０月　１日廃止　平成２０年１０月　８日登記
委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社 平成２０年１０月　１日設定　平成２０年１０月　８日登記

(2)　委員，執行役又は代表執行役の変更があった場合

ア　委員等が就任した場合

役員に関する事項	指名委員　　辛　岡　八　郎	平成１９年１２月１５日就任
		平成１９年１２月２２日登記

イ　委員等が退任した場合

役員に関する事項	監査委員　　壬　池　九　郎	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
		平成２０年１２月１５日退任
		平成２０年１２月２２日登記

ウ　委員等が交替した場合

役員に関する事項	報酬委員　　丁　山　四　郎	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
		平成１９年１２月１５日辞任
		平成１９年１２月２２日登記
	報酬委員　　癸　森　十　郎	平成１９年１２月１５日就任
		平成１９年１２月２２日登記

エ　社外取締役である取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役　　乙　田　春　子 （社外取締役）	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年１２月１５日退任 平成２０年１２月２２日登記

オ　社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	取締役　　乙　田　春　子 （社外取締役） 取締役　　乙　田　春　子	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２０年　４月　１日業務執行 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　登記原因は，上記の他，「使用人兼任」，「子会社の業務執行」，「子会社の使用人兼任」等と記録する。

(3)　委員会を置く旨の定めを廃止すると同時に，会計監査人設置会社の定めを廃止した場合（会社法第９０９条，第３３２条第４項第２号等）

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
	取締役　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　１日重任
		平成２０年　４月　８日登記
	取締役　乙　田　春　子	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
	取締役　乙　田　春　子	平成２０年　４月　１日重任
		平成２０年　４月　８日登記
	取締役　丙　川　三　郎	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
		平成２０年　４月　１日退任
		平成２０年　４月　８日登記
	取締役　丁　山　四　郎	平成１９年１２月　１日就任
		平成１９年１２月　８日登記
		平成２０年　４月　１日退任
		平成２０年　４月　８日登記
	取締役　戊　沢　五　郎	平成１９年１２月　１日就任
	（社外取締役）	平成１９年１２月　８日登記
	取締役　戊　沢　五　郎	平成２０年　４月　１日重任
		平成２０年　４月　８日登記
	取締役　己　島　夏　江	平成１９年１２月　１日就任
	（社外取締役）	平成１９年１２月　８日登記
		平成２０年　４月　１日退任
		平成２０年　４月　８日登記

	取締役　　庚　塚　七　郎 （社外取締役）	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　１日就任 平成２０年　４月　８日登記
	会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号 会計参与　　税　理　士　法　人　桜　会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日重任 平成２０年　４月　８日登記
	監査役　　己　島　夏　江	平成２０年　４月　１日就任 平成２０年　４月　８日登記
	会計監査人　　監　査　法　人　梅　会	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記
	指名委員　　乙　田　春　子	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記
	指名委員　　戊　沢　五　郎	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記
	指名委員　　己　島　夏　江	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記

	監査委員	丙　川　三　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	監査委員	己　島　夏　江	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	監査委員	庚　塚　七　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	報酬委員	丁　山　四　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	報酬委員	戊　沢　五　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	報酬委員	庚　塚　七　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記
	執行役	甲　野　太　郎	平成１９年１２月　１日就任
			平成１９年１２月　８日登記
			平成２０年　４月　１日退任
			平成２０年　４月　８日登記

	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表執行役　　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　１日就任 平成１９年１２月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２０年　４月　１日設定　平成２０年　４月　８日登記	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
	平成２０年　４月　１日廃止　平成２０年　４月　８日登記	
委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社 平成１９年１２月　１日設定　平成１９年１２月　８日登記	
	平成２０年　４月　１日廃止　平成２０年　４月　８日登記	

7　役員等の会社に対する責任の免除に関する登記

(1)　会社に対する責任の免除の規定を設定した場合

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第４２６条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第４２６条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

(2)　会社に対する責任の免除の規定を廃止した場合

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第４２６条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第４２６条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年　４月　１日廃止　　平成２０年　４月　８日登記

８　社外取締役等の会社に対する責任の制限の登記

（1）　会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

役員に関する事項	取締役	乙　田　春　子	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	取締役 （社外取締役）	乙　田　春　子	平成１９年１０月　８日社外取締役の登記
	監査役	山　田　花　子	平成１９年　４月　１日就任 平成１９年　４月　８日登記
	監査役 （社外監査役）	山　田　花　子	平成１９年１０月　８日社外監査役の登記

〔注〕

① 社外取締役である取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役　乙　田　春　子 （社外取締役）	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２０年１２月１５日退任 平成２０年１２月２２日登記

② 社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	取締役　乙　田　春　子 （社外取締役） 取締役　乙　田　春　子	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２０年１２月１５日業務執行 平成２０年１２月２２日登記

〔注〕　登記原因は，上記の他，「使用人兼任」，「子会社の業務執行」，「子会社の使用人兼任」等と記録する。

(2)　会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、社外取締役との間に、第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成１９年１０月　１日設定	平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年１２月１５日廃止	平成２０年１２月２２日登記

役員に関する事項	取締役　乙　田　春　子 （社外取締役）	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	取締役　乙　田　春　子	平成２０年１２月１５日責任制限の定め廃止により変更 平成２０年１２月２２日登記

第６　一時役員等の職務を行う者に関する登記

１　仮取締役を選任した場合（会社法第３４６条，第９３７条）

役員に関する事項	取締役　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日死亡
		平成１９年１２月１０日登記
	仮取締役　　丁　野　八　郎	平成１９年１２月１４日東京地方裁判所の選任
		平成１９年１２月２１日登記

〔注〕　一時会計参与，監査役，代表取締役，委員，執行役又は代表執行役の職務を行う者の選任の登記についても，同様である。

２　仮会計監査人を選任した場合（会社法第３４６条第４項，第９１１条第３項２０号）

役員に関する事項	会計監査人　　甲　野　花　子	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１１月　１日死亡
		平成１９年１１月　８日登記
	仮会計監査人　　監　査　法　人　桃　会	平成１９年１２月１４日就任
		平成１９年１２月２１日登記

３　後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	仮取締役　　丁　野　八　郎	平成１９年１２月１４日東京地方裁判所の選任
		平成１９年１２月２１日登記
	取締役　　乙　野　次　郎	平成２０年　４月　１日就任
		平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　後任取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（規則第６８条第１項）。

第７　役員の職務執行停止及び職務代行者に関する登記

１　職務執行を停止した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	監査役　　丁　野　四　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	取締役甲野太郎の職務執行停止	平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の決定 平成１９年１２月１０日登記
	監査役丁野四郎の職務執行停止	平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の決定 平成１９年１２月１０日登記

２　職務代行者を選任した場合（会社法第３５２条，第９１７条）

役員に関する事項	取締役職務代行者　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の取締役乙野次郎の職務代行者選任 平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合

役員に関する事項	取締役職務代行者　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の選任 平成１９年１２月１０日登記

３　職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役甲野太郎の職務執行停止	平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の決定 平成１９年１２月１０日登記 平成２０年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定 平成２０年　４月　８日登記

４　職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役職務代行者　丙　野　五　郎	平成１９年１２月３日東京地方裁判所の取締役甲野太郎の職務代行者選任 平成１９年１２月１０日登記 平成２０年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定 平成２０年　４月　８日登記

５　職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第９３７条）

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成１９年１２月１０日登記
	監査役　　丁　野　四　郎	平成１９年１０月　１日就任
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成１９年１２月１０日登記
	取締役甲野太郎の職務執行停止	平成１９年１０月１５日東京地方裁判所の決定
		平成１９年１０月２２日登記
	監査役丁野四郎の職務執行停止	平成１９年１０月１５日東京地方裁判所の決定
		平成１９年１０月２２日登記

〔注〕　この登記をしたときは，職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第６８第２項）。

なお，職務代行者が選任されている場合は，職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第６８条第２項）。

第８　発行可能株式総数に関する変更の登記及び発行する株式の内容（種類株式発行会社にあっては，発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容）に関する登記

１　発行可能株式総数に関する登記
会社が発行可能株式総数を変更した場合（単一株式発行会社及び種類株式発行会社ともに共通）

発行可能株式総数	６万株	
	１２万株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

2　発行する株式の内容に関する登記

(1) 単一株式発行会社の場合

①　会社法第１０７条第１項第２号の規定に基づき，取得請求権付株式に関する定めを定款に定めた場合

発行する株式の内容	株主は、いつでも当会社に対して当会社の株式を時価で取得することを請求することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

②　会社法第１０７条第１項第３号の規定に基づき，取得条項付株式に関する定めを定款に定めた場合

発行する株式の内容	当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに、当会社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　①又は②の定款の定めを設けていない場合には，「発行する株式の内容」の欄に記録をすることは不要である。

③　会社法第１０７条第１項第１号の規定に基づき，株式譲渡制限に関する定めを定款に定めた場合については，「第９　株式の譲渡制限に関する登記」を参照。

(2)　単一株式発行会社が種類株式発行会社になった場合

取得請求権付株式のみを発行している会社が，会社法第１０８条第１項第６号の規定に基づき取得条項付株式に関する定めを定款に追加した場合

発行可能株式総数	９万株	
	１２万株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

発行する株式の内容	株主は、いつでも当会社に対して当会社の株式を時価で取得することを請求することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	甲種類株式　９万株 乙種類株式　３万株 甲種類株式　株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得することを請求することができる。 乙種類株式　当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　種類株式発行会社となった場合において，発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは，発行する株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない（規則第６９条第１項）。

(3)　種類株式の内容として，剰余金の配当，残余財産の分配，株主総会において議決権を行使できる事項，取得請求権付株式，取得条項付株式，種類株主総会の決議を要する事項，取締役又は監査役の選任及び種類株主総会の決議を要しない事項に関する定めを定款に定めた場合

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　　１２０００株 第一種優先株式　　１０００株 第二種優先株式　　２０００株 第三種優先株式　　２０００株 １．剰余金の配当 剰余金については、第一種から第三種までの優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、１株につき２万円の剰余金を支払う。 １．残余財産の分配 残余財産の分配については、第一種から第三種までの優先株主に対し，普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第一種優先株式　１株につき３００万円 第二種優先株式　１株につき２００万円 第三種優先株式　１株につき２００万円 １．取締役の選任 普通株主は、種類株主総会において、定款所定の定数全ての取締役を選任することができる。 第一種から第三種までの優先株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。 １．議決権 第一種から第三種までの優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、剰余金の優先配当に係る議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当を受ける旨の決議のある時までは、議決権を有する。 １．種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 新たに配当優先株式を発行しようとする場合においては、第一種から第三種までの優先株主の種類株主総会の決議を経なければならない。 １．第一種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め 第一種優先株主は、会社に対し、第一種優先株式の取得を請求することができる。 会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。 ａ．引換えに交付すべき普通株式の数 引換えにより交付すべき普通株式の数　＝　第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の数　×　転換比率 ｂ．転換比率 転換比率　転換比率は３．０００とする。 ただし、第一種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

ｃ．取得を請求することのできる期間

平成１９年１０月１日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

１．第三種優先株式についての取得条項に関する定め

第三種優先株式については、普通株式が東京証券取引所に上場されることが決定した場合に、上場日前１か月間で取締役会が定める日に、当会社が取得することができる。

会社は、第三種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

ａ．引換えに交付すべき普通株式の数

引換えにより交付すべき普通株式の数 ＝ 第三種優先株主が取得を請求した第三種優先株式の数 × 転換比率

ｂ．転換比率

転換比率　転換比率は３．０００とする。

ただし、第三種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

（参考）　取得請求権付株式又は取得条項付株式に関する定めがある場合において、取得と引換えに新株予約権を交付する旨の定めがある場合

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内	普通株式　　１２０００株 第一種優先株式　　１０００株 第二種優先株式　　２０００株 １．第一種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め 　第一種優先株式の株主は、会社に対し、第一種優先株式の取得を請求することができる。 　会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、１０個の第１回新株予約権を交付する。 　取得を請求することのできる期間は、平成１９年１０月１日から平成２５年年３月３１日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の終結の日までの期間を除く。 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

〔注〕取得請求権付株式の取得と引換えに交付する新株予約権の内容については，定款記載の全ての内容を登記する必要はなく，その名称を登記すれば足りる。

〔注〕取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに社債又は新株予約権付社債を交付する旨の定めがある場合においても，同様に，社債又は新株予約権付社債の名称（当該社債又は当該新株予約権付社債を特定するもの）を登記すれば足りる。

(4) 会社が発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容を変更した場合

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　　２５０万株 優先株式　　５０万株 　優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年６分の剰余金の配当を受けるものとする 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記
	普通株式　　２００万株 優先株式　　１００万株 　優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年６分の剰余金の配当を受けるものとする 平成１９年１１月　１日変更　　平成１９年１１月　８日登記

(5) 種類株式発行会社が単一株式発行会社となった場合

① 発行する株式の内容を登記した場合

発行する株式の内容	当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに、当会社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは，当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	甲種類株式　９万株 乙種類株式　３万株 甲種類株式　株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得することを請求することができる。 乙種類株式　当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。

〔注〕　単一株式発行会社となった場合において発行する株式の内容を登記した場合は，発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記に抹消する記号を記録する（規則第６９条第２項）。

② 既発行の甲種類株式及び乙種類株式を全て消却した後，定款を変更して普通株式（取得請求権や取得条項の定めのないもの）のみを発行する単一株式発行会社となった場合

発行可能株式総数	２７万株
	１５万株 平成１９年１０月　１日変更　平成１９年１０月　８日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　１５万株 甲種類株式　９万株 乙種類株式　３万株 甲種類株式　株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得することを請求することができる。 乙種類株式　当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。
	平成１９年１０月　１日廃止　　平成１９年１０月　８日登記

第９　株式の譲渡制限に関する登記

１　株式の譲渡制限に関する規定を設定，変更又は廃止した場合

(1)　取締役会設置会社が株式の譲渡制限に関する規定を設定した場合（会社法第１３９条,第４６６条）

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議を要する 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　株主総会や会社を定款上議決承認機関として定めている場合には，「当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の決議を要する」,「当会社の株式を譲渡により取得するには，当会社の決議を要する」等と記録する。

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の第１回優先株式、第３回優先株式及び第５回優先株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

(2)　株式の譲渡制限に関する規定を変更した場合

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する
	当会社の株式を株主以外の者に譲渡するには、株主総会の決議を要する 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

(3)　株式の譲渡制限に関する規定を廃止した場合

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年　４月　１日廃止　　平成２０年　４月　８日登記

第10　単元株に関する登記

1　一単元の株式の数を設定した場合

(1)　通常の場合

単元株式数	１０００株	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　一単元の株式の数は、千を超えることはできない（会社法第１８８条第２項，会社法施行規則第３４条）。

(2)　会社が数種の株式を発行し，株式の種類ごとに異なる一単元の株式の数を設定した場合（会社法第１８８条第３項）

単元株式数	普通株式　１０００株 優先株式　５００株	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記

２　定款を変更して単元株式数を変更した場合

（1）　通常の場合

単元株式数	１０００株	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記
	５００株	平成１９年１１月　１日変更 平成１９年１１月　８日登記

（2）　会社が数種の株式を発行する場合

単元株式数	普通株式　　１０００株 優先株式　　５００株	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記
	普通株式　　１０００株 優先株式　　７５０株	平成１９年１１月　１日変更 平成１９年１１月　８日登記

３　定款を変更して一単元の株式の数の定めを廃止した場合

単元株式数	１０００株	平成１９年１０月　１日設定 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１１月　１日廃止 平成１９年１１月　８日登記

第11　募集株式発行等による発行済株式総数等の変更の登記

1　通常の募集株式発行の場合（会社法第１９９条，第９１５条）

(1)　普通株式のみを発行した場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５万株	
	発行済株式の総数 ８万株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金２５００万円	
	金４０００万円	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

(2)　種類株式発行会社が優先株式を発行した場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５万株 各種の株式の数 普通株式　５万株	
	発行済株式の総数 ７万株 各種の株式の数 普通株式　５万株 優先株式　２万株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金２５００万円	
	金３５００万円	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

（参考）　定款で各種類の株式の内容の要綱（会社法第１０８条第３項）を定めた場合において，当該種類の株式を初めて発行した場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５万株 各種の株式の数 普通株式　５万株	
	発行済株式の総数 ７万株 各種の株式の数 普通株式　５万株 優先株式　２万株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金２５００万円	
	金３５００万円	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内	普通株式　１０万株 優先株式　５万株 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち１株につき年３００円を限度として優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする
	普通株式　１０万株 優先株式　５万株 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち１株につき年３００円の剰余金の配当を受けるものとする 平成１９年１０月　１日変更　平成１９年１０月　８日登記

２　株式を併合した場合

<table>
<tr><td>発行可能株式総数</td><td colspan="2">２０万株</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発行済株式の総数
並びに種類及び数</td><td colspan="2">発行済株式の総数
１０万株</td></tr>
<tr><td>発行済株式の総数
５万株</td><td>平成１９年１０月　１日変更
平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
<tr><td>資本金の額</td><td colspan="2">金５０００万円</td></tr>
</table>

３　株式の分割をした場合

<table>
<tr><td>発行可能株式総数</td><td colspan="2">２０万株</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発行済株式の総数
並びに種類及び数</td><td colspan="2">発行済株式の総数
５万株</td></tr>
<tr><td>発行済株式の総数
１０万株</td><td>平成１９年１０月　１日変更
平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
<tr><td>資本金の額</td><td colspan="2">金５０００万円</td></tr>
</table>

４　株式の消却をした場合

<table>
<tr><td>発行可能株式総数</td><td colspan="2">２０万株</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発行済株式の総数
並びに種類及び数</td><td colspan="2">発行済株式の総数
１０万株</td></tr>
<tr><td>発行済株式の総数
８万株</td><td>平成１９年１０月　１日変更
平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
<tr><td>資本金の額</td><td colspan="2">金５０００万円</td></tr>
</table>

５　新株発行無効の判決が確定した場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０万株	
	発行済株式の総数 １２万株	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の新株発行（平成１９年１０月　１日）無効の判決確定
		平成１９年１１月　８日登記
	発行済株式の総数 １０万株	
		平成１９年１１月　８日回復
資本金の額	金５０００万円	
	金６０００万円	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　新株発行無効の判決が確定しても，資本金の額は減少しない（会社計算規則第４８条第２項第１号）

第12　株券発行会社に関する登記

1　株券を発行する旨の定め

(1)　株券を発行する旨の定めを設定した場合（会社法第２１４条）

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

(2)　株券を発行する旨の定めを廃止した場合（会社法第２１８条）

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年　４月　１日廃止　　平成２０年　４月　８日登記

第13　資本金の額の変更に関する登記

１　準備金の額又は剰余金の額の減少により資本金の額を増加した場合（会社法第４４８条，第４５０条）

資本金の額	金５億円	
	金７億円	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記

２　準備金の額又は剰余金の額の増加により資本金の額を減少した場合（会社法第４４７条）

資本金の額	金５億円	
	金２億５０００万円	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記

３　資本の減少無効の判決が確定した場合

資本金の額	金５億円	
	金２億５０００万円	平成１９年１０月　１日変更
		平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の資本減少（平成１９年１０月　１日）無効の判決確定
		平成１９年１１月　８日登記
	金５億円	
		平成１９年１１月　８日回復

第14　株主名簿管理人に関する登記

１　株主名簿管理人を設置した場合（会社法第１２３条）

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目６番８号 毎朝信託株式会社本店 平成１９年１０月　１日設置　　平成１９年１０月　８日登記

２　株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所を変更した場合

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目６番８号 毎朝信託株式会社本店 平成１９年１０月　１日設置　　平成１９年１０月　８日登記
	東京都中央区日本橋本石町三丁目２番１号 毎朝信託株式会社本店 平成２０年　４月　１日変更　　平成２０年　４月　８日登記

３　株主名簿管理人を廃止した場合

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区霞が関三丁目８番５号 中日信託株式会社霞が関支店 本店　名古屋市中区三の丸二丁目６番９号 平成１９年１０月　１日設置　　平成１９年１０月　８日登記
	平成２０年　４月　１日株主 名簿管理人中日信託株式会社 を廃止　　平成２０年　４月　８日登記

第15　存続期間又は解散の事由に関する登記

1　存続期間又は解散の事由を設定した場合

(1)　存続期間を設定した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

(2)　解散の事由を設定した場合

解散の事由	当会社は、瀬戸内海に沈没している日本丸の引揚作業並びにその解体及び処分が完了したときに解散する 平成１９年１０月　１日設定　　平成１９年１０月　８日登記

２　存続期間又は解散の事由を変更した場合

（1）　存続期間を変更した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年
	会社成立の日から満８０年 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

（2）　解散の事由を変更した場合

解散の事由	当会社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダムが竣工したときは解散する
	当会社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダム及び長野県南佐久郡山中村に建設中の長野ダムが竣工したときは解散する 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記

３　存続期間又は解散の事由を廃止した場合

（1）　存続期間を廃止した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年
	平成１９年１０月　１日廃止　　平成１９年１０月　８日登記

（2）　解散の事由を廃止した場合

解散の事由	当会社は、瀬戸内海に沈没している日本丸の引揚作業並びにその解体及び処分が完了したときに解散する
	平成１９年１０月　１日廃止　　平成１９年１０月　８日登記

第16　新株予約権に関する登記

1　新株予約権を発行した場合

(1)　新株予約権を発行した場合（取得条項付新株予約権の登記）

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 証券取引所に上場されている有価証券であって，当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して１００万円に相当するもの 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。 平成１９年　３月２７日発行 平成１９年　４月　２日登記

〔注〕　新株予約権の行使に際してする出資が金銭のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の記録のみが必要であるが，金銭以外の財産のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」の記録が必要である。

２　新株予約権の行使による変更の登記

(1)　新株予約権の一部が行使された場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５０万株	
	発行済株式の総数 ５０万１０００株	平成１９年　９月３０日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金５億円	
	金５億２０００万円	平成１９年　９月３０日変更 平成１９年１０月　８日登記

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 ８０個 平成１９年　９月３０日変更　　平成１９年１０月　８日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 普通株式　４０００株 平成１９年　９月３０日変更　　平成１９年１０月　８日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。	
		平成１９年　３月２７日発行 平成１９年　４月　２日登記

(2)　新株予約権の全部が行使された場合

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５０万株	
	発行済株式の総数 ５０万５０００株	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金５億円	
	金６億円	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、当会社の新株予約権について当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。	平成１９年　３月２７日発行 平成１９年　４月　２日登記
	平成１９年１０月１日新株予約権全部行使	平成１９年１０月　８日登記

３　新株予約権の消却による変更の登記（会社法第２７６条）

(1)　新株予約権の一部が消却された場合

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 ９０個 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 普通株式　４５００株 平成１９年１０月　１日変更　　平成１９年１０月　８日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。 平成１９年　３月２８日発行 平成１９年　４月　２日登記

(2)　新株予約権の全部が消却された場合

<table>
<tr><td rowspan="2">新株予約権</td><td>第１回新株予約権
新株予約権の数
　１００個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
　普通株式　５０００株
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
　無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
　１００万円
新株予約権を行使することができる期間
　平成２５年３月３１日まで
新株予約権の行使の条件
　この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
　当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。
平成１９年　３月２７日発行
平成１９年　４月　２日登記</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月１日新株予約権全部消却
平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
</table>

４　新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使期間が満了した場合（会社法第２８７条）

<table>
<tr><td rowspan="2">新株予約権</td><td>第１回新株予約権
新株予約権の数
１００個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
普通株式　５０００株
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
１００万円
新株予約権を行使することができる期間
平成２５年３月３１日まで
新株予約権の行使の条件
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。
<table><tr><td>平成１９年　３月２７日発行</td></tr><tr><td>平成１９年　４月　１日登記</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>平成２５年４月１日行使期間満了
平成２５年　４月１０日登記</td></tr>
</table>

５　会社分割，株式交換又は株式移転をする際に他の会社の新株予約権を交付する場合

（1）　株式交換により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第７６９条第４項）

新株予約権	第１回新株予約権 　新株予約権の数 　　１００個 　新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 　　普通株式　５０００株
	平成１９年１０月１日株式交換契約新株予約権消滅 平成１９年１０月　８日登記

（2）　株式移転により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第７７４条第４項）

新株予約権	第１回新株予約権 　新株予約権の数 　　１００個 　新株予約権の目的たる株式の種類及び数 　　普通株式　５０００株
	平成１９年１０月１日株式移転計画新株予約権消滅 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　その他の原因としては「吸収分割契約新株予約権消滅」（会社法第７５９条第５項），「新設分割計画新株予約権消滅」（会社法第７６４条第７項）が挙げられる。

第17　株式会社を持分会社とする組織変更の登記

１　持分会社についてする設立の登記（合名会社の例による。会社法第７４４条，第９２０条）

商　号	合名会社横浜木材商店
本　店	横浜市中区山下町３７番地の９
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日
目　的	１　木材の販売 ２　上記に附帯する一切の業務
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　合名会社甲野商店
	横浜市中区本牧町二丁目２０番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　丙　野　五　郎
	代表社員　　合名会社甲野商店 横浜市中区本町二丁目１０番地 職務執行者　甲野太郎
支　店	１ 神奈川県横須賀市日の出町一丁目４番地
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日株式会社横浜木材商店を組織変更し設立 平成１９年１０月　８日登記

２　株式会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日横浜市中区山下町３７番地の９合名会社横浜木材商店に組織変更し解散 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

第18　合併に関する登記

1　新設合併の場合

(1)　新設会社（本店の所在地でする場合）

商　号	中央化学工業株式会社
本　店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号
公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　化学薬品、医薬品、獣医薬品の製造及び販売 ２　化成燐肥その他の肥料類の製造及び販売 ３　前各号に関連する一切の業務
発行可能株式総数	２００万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５０万株
資本金の額	金２億５０００万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎
	取締役　乙　野　次　郎
	取締役　丙　野　五　郎
	東京都世田谷区赤堤二丁目３番５号 代表取締役　甲　野　太　郎
	監査役　丁　野　六　郎

支　店	１ 東京都港区北青山三丁目５番１号
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	東京都台東区上野二丁目１番１号山本肥料株式会社及び東京都中央区日本橋本町二丁目８番１号中央薬品工業株式会社の合併により設立 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　新設会社が合併に際して新株予約権を発行したときは，上記の登記と同時に，発行した新株予約権の登記を次のようにする（会社法第７５３条）。

合併に際して新株予約権を発行した場合

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。

〔注〕　新設会社の支店の所在地で登記する場合は，次の例による。

商　号	中央化学工業株式会社
本　店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 東京都港区北青山三丁目５番１号
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都台東区上野二丁目１番１号山本肥料株式会社及び東京都中央区日本橋本町二丁目８番１号中央薬品工業株式会社の合併により設立 平成１９年１０月　８日登記

(2)　消滅会社（本店の所在地でする場合）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都台東区上野二丁目１番１号山本肥料株式会社と合併して東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号中央化学工業株式会社を設立し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

〔注〕　解散の年月日は，合併の効力の生じた日，すなわち，新設会社の設立の登記をした日である。

２　吸収合併の場合

(1)　存続会社（本店の所在地でする場合）

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １５０万株	
	発行済株式の総数 ２５０万株	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　１日登記
資本金の額	金７億５０００万円	
	金１２億５０００万円	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　１日登記

吸収合併	平成１９年９月２８日東京都中野区野方一丁目３４番１号新田商事株式会社を合併 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　吸収合併の年月日及び発行済株式総数等の変更年月日は，合併契約において定められた効力発生日を記録する。

(2)　消滅会社（本店の所在地でする場合）

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日東京都文京区西片一丁目３６番１号岡村物産株式会社に合併し解散 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

〔注〕　解散の年月日は，合併契約において定められた効力発生日を記録する。

３　合併無効の判決が確定した場合

吸収合併の場合

存続会社

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １５０万株	
	発行済株式の総数 ２５０万株	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　１日登記
	発行済株式の総数 １５０万株	平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の合併無効の判決確定により変更 平成１９年１１月　８日登記
資本金の額	金７億５０００万円	
	金１２億５０００万円	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　１日登記

吸収合併	平成１９年９月２８日東京都中野区野方一丁目３４番１号新田商事株式会社を合併 平成１９年１０月　１日登記
	平成１９年１１月１日東京地方裁判所の合併無効の判決確定 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕吸収合併無効の判決が確定しても，資本金の額は減少しない（会社計算規則第４８条第２項第３号）。

消滅会社

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日東京都文京区西片一丁目３６番１号岡村物産株式会社に合併し解散 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖
	平成１９年１１月　８日復活
	平成１９年１１月１日東京地方裁判所の合併無効の判決確定により回復 平成１９年１１月　８日登記

第19　会社分割に関する登記

1　新設分割の場合（会社法第７６３条，第９２４条）

(1)　設立会社（本店の所在地でする場合）

商　号	千代田商事株式会社
本　店	東京都千代田区大手町一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　化学薬品の販売及び輸出入 ２　医薬品の販売及び輸出入
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎
	取締役　乙　野　次　郎
	取締役　丙　野　三　郎
	東京都千代田区大手町一丁目１番２号 代表取締役　甲　野　太　郎
	監査役　丁　野　四　郎
新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １０個

	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 　普通株式　５０株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 　無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 　１００万円 新株予約権を行使することができる期間 　平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 　　この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	東京都台東区上野一丁目１番１号台東商事株式会社から分割により設立 平成１９年１０月１日登記

〔注〕新設会社の支店の所在地で登記する場合には，次の例による。

商　号	千代田商事株式会社
本　店	東京都千代田区大手町一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 東京都港区北青山三丁目５番１号
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都台東区上野一丁目１番１号台東商事株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　８日登記

(2)　分割会社（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成１９年１０月１日東京都千代田区大手町一丁目１番１号千代田商事株式会社に分割 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕１　会社分割と同時に，分割会社において資本金の額を減少したときは，この例による

資本金の額	金１億円	
	金５０００万円	平成１９年１０月　１日変更 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕２　新設分割設立会社が，分割会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる新設分割設立会社の新株予約権を交付した結果，分割会社の新株予約権が消滅した場合（会社法第７６４条第７項）

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。	平成１９年　８月２８日発行 平成１９年　８月３１日登記
	平成１９年１０月１日新設分割計画新株予約権消滅 平成１９年１０月　８日登記	

２　吸収分割の場合

(1)　承継会社（会社法第７５８条）（本店所在地でする場合）

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株	
	発行済株式の総数 ２０００株	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　８日登記
資本金の額	金５０００万円	
	金１億円	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　８日登記

新株予約権	第３回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。	平成１９年　９月２８日発行 平成１９年１０月　８日登記

会社分割	平成１９年９月２８日東京都台東区上野二丁目１番１号台東商事株式会社から分割 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2)　分割会社（会社法第７５８条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日東京都千代田区大手町一丁目１番１号千代田商事株式会社に分割 平成１９年１０月１５日登記

〔注〕１　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。
２　吸収分割承継会社が，分割会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる吸収分割承継会社の新株予約権を交付した結果，分割会社の新株予約権が消滅した場合（会社法第７５９条第５項）

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式　５０００株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １００万円 新株予約権を行使することができる期間 平成２５年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件（出資の目的及び行使期間を除く。） この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 平成１９年　８月２８日発行 平成１９年　８月３１日登記
	平成１９年９月２８日吸収分割契約新株予約権消滅 平成１９年１０月１５日登記

３　会社分割無効の判決が確定した場合

(1)　吸収分割の場合

承継会社

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株	
	発行済株式の総数 ２０００株	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　８日登記
	発行済株式の総数 １０００株	平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の分割無効の判決確定により変更 平成１９年１１月　８日登記
資本金の額	金５０００万円	
	金１億円	平成１９年　９月２８日変更 平成１９年１０月　８日登記

会社分割	平成１９年９月２８日東京都台東区上野二丁目１番１号台東商事株式会社から分割 平成１９年１０月　８日登記
	平成１９年１１月１日東京地方裁判所の分割無効の判決確定 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　吸収分割無効の判決が確定しても，資本金の額は減少しない（会社計算規則第４８条第２項第３号）

分割会社

会社分割	平成１９年９月２８日東京都千代田区大手町一丁目１番１号千代田商事株式会社に分割 平成１９年１０月１５日登記
	平成１９年１１月１日東京地方裁判所の分割無効の判決確定 平成１９年１１月　８日登記

第20　解散に関する登記

1　総会の決議により解散した場合（会社法第４７１条）

解　散	平成２０年４月１日株主総会の決議により解散 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　解散の登記をしたときは，次に掲げる登記に抹消する記号を記録しなければならない（規則第７２条）（監査役，監査役設置会社，監査役会設置会社については抹消記号を記録しない。）。

１．取締役会設置会社である旨の登記並びに取締役，代表取締役及び社外取締役に関する登記
２．特別取締役による議決の定めがある旨の登記及び特別取締役に関する登記
３．会計参与設置会社である旨の登記及び会計参与に関する登記
４．会計監査人設置会社である旨の登記及び会計監査人に関する登記
５．委員会設置会社である旨の登記並びに委員，執行役及び代表執行役に関する登記
６．支配人に関する登記

2　存続期間の満了により解散した場合

解　散	平成１９年１０月１日存続期間の満了により解散 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　この場合の解散の日は，存続期間の満了の日の翌日である。

３　定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解　散	平成１９年１０月１日定款所定の解散事由の発生により解散 平成１９年１０月　８日登記

４　解散を命ずる判決の確定により解散した場合

解　散	平成１９年１０月１日東京地方裁判所の解散を命ずる判決の確定により解散 平成１９年１０月　８日登記

５　会社法第４７２条の規定により解散した場合（登記されていない期間は，５年から１２年に変更されている。）

解　散	平成１９年１０月１日会社法第４７２条第１項の規定により解散 平成１９年１０月　８日登記

6　委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	取締役	甲　野　太　郎
	取締役	乙　田　春　子
	取締役	丙　川　三　郎
	取締役	丁　山　四　郎
	取締役 （社外取締役）	戊　沢　五　郎
	取締役 （社外取締役）	己　島　夏　江
	取締役 （社外取締役）	庚　塚　七　郎
	会計監査人	監　査　法　人　桜　会
	指名委員	乙　田　春　子
	指名委員	戊　沢　五　郎
	指名委員	己　島　夏　江
	監査委員	丙　川　三　郎
	監査委員	己　島　夏　江
	監査委員	庚　塚　七　郎
	報酬委員	丁　山　四　郎
	報酬委員	戊　沢　五　郎
	報酬委員	庚　塚　七　郎
	執行役	甲　野　太　郎
	執行役	辛　岡　八　郎

	執行役　壬　池　九　郎	
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表執行役　甲　野　太　郎	
	清算人　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　８日登記
	清算人　乙　田　春　子	平成２０年　４月　８日登記
	清算人　丁　山　四　郎	平成２０年　４月　８日登記
	清算人　戊　沢　五　郎	平成２０年　４月　８日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目１番１号 代表清算人　甲　野　太　郎	平成２０年　４月　８日登記
	監査役　丙　川　三　郎	平成２０年　４月　８日登記
	監査役　己　島　夏　江	平成２０年　４月　８日登記
	監査役　庚　塚　七　郎	平成２０年　４月　８日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２０年　４月　１日設定　平成２０年　４月　８日登記	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社	
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成２０年　４月　８日登記	
解　散	平成２０年４月１日株主総会の決議により解散 平成２０年　４月　８日登記	

第21　清算株式会社に関する登記

1　清算人，代表清算人を選任した場合（最初の清算人及び代表清算人。会社法第４７８条，第９２８条）

役員に関する事項	清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日登記
	清算人　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日登記
	清算人　　丙　野　五　郎	平成１９年１０月　１日登記
	東京都大田区東雪谷四丁目１５番１号 代表清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　取締役が清算人となった場合（会社法第４７８条第１項第１号），定款に規定された者が清算人となった場合（会社法第４７８条第１項第２号）又は利害関係人の請求によって裁判所の選任した者が清算人となった場合（会社法第４７８条第２項）も，同様である。

最初の清算人選任と同時に清算人会設置会社に関する定めを設けた場合又は清算人会設置会社に関する定めがある場合（会社法第９２８条第１項３号）

清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成１９年１０月　１日登記

清算手続開始後に，清算人会設置会社の定めを設けた場合

清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成１９年１２月　３日設定　　平成１９年１２月１０日登記

２　清算人が辞任，死亡した場合（会社法第９２８条第４項）

役員に関する事項	清算人　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１０月　１日登記
		平成１９年１２月　３日辞任
		平成１９年１２月１０日登記
	清算人　　乙　野　次　郎	
		平成１９年１０月　１日登記
	清算人　　丙　野　五　郎	
		平成１９年１０月　１日登記
	東京都杉並区和泉一丁目１番１号 代表清算人　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１０月　１日登記
		平成１９年１２月　３日退任
		平成１９年１２月１０日登記
	東京都新宿区新宿三丁目１７番１号 代表清算人　　丙　野　五　郎	
		平成１９年１０月　１日登記

〔注〕 清算人が死亡した場合は「平成１９年１２月３日死亡，平成１９年１２月１０日登記」の記載によるものとする。

３　清算人又は代表清算人が就任した場合（変更による清算人又は代表清算人）（会社法第９２８条）

役員に関する事項	清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	清算人　　乙　野　次　郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	東京都杉並区和泉一丁目１番１号 代表清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記

（参考）会社法第４８０条第１項の規定により監査役を置く旨の定めを廃止した場合

役員に関する事項	監査役　　丙　野　八　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記 平成２０年　４月　１日退任 平成２０年　４月　８日登記

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
	平成２０年　４月　１日廃止　平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　退任日は定款の効力が発生した日である（会社法第４８０条第１項）。

第22　継続の登記

会社継続	平成１９年１０月１日会社継続 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　この登記をしたときは，解散，清算人，代表清算人及び清算人会設置会社である旨の登記に抹消記号を記録する（規則第７３条）。

第23　清算結了の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日清算結了 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

第５節　　合名会社の登記

第１　設立に関する登記

１　設立の登記

(1)　本店所在地でする場合

商　号	合名会社横浜木材商店
本　店	横浜市中区山下町３７番地の９
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　木材の販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本牧町二丁目２０番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　株式会社丙野商店
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 神奈川県横須賀市日の出町一丁目４番地
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記

(2)　支店所在地でする場合

商　号	合名会社横浜木材商店
本　店	横浜市中区山下町３７番地の９
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 神奈川県横須賀市日の出町一丁目４番地
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合，その支店でする登記の例である。

第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記
第３　本店移転の登記
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第４節の株式会社の第２から第４までの例参照

第５　社員の加入，退社等に関する登記

１　社員が加入した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 社員　　丁　野　四　郎	平成１９年１０月　１日加入 平成１９年１０月　８日登記
	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店	平成１９年１０月　１日加入 平成１９年１０月　８日登記

（参考）社員が各自会社を代表する場合には，法人である社員について，次のとおり職務執行者の住所・氏名の登記を要する。

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目４番６号 職務執行者　甲野一郎	平成１９年１０月　１日加入 平成１９年１０月　８日登記

２　社員が退社した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１番地 社員　　丙　野　太　郎	平成１９年１１月　１日退社 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕１　設立当初からの社員が任意退社（会社法第６０６条），総社員の同意，定款に定めた事由の発生（会社法第６０７条第１項第１号，第２号）の事由により退社した場合の例である。

２　死亡，合併，破産手続開始の決定，解散，後見開始の審判を受けたこと（会社法第６０７条第１項第３号から第７号）の事由により退社した場合は，原因項目を「死亡」，「合併」，「破産手続開始決定」，「解散」，「後見開始」等とする。

３　社員が退社し，加入した場合

<table>
<tr><td rowspan="4">社員に関する事項</td><td rowspan="4">横浜市中区山下町６番地
社員　　甲　野　五　郎</td><td>平成１９年１０月　１日加入</td></tr>
<tr><td>平成１９年１０月　８日登記</td></tr>
<tr><td>平成１９年１１月　１日退社</td></tr>
<tr><td>平成１９年１１月　８日登記</td></tr>
<tr><td rowspan="2">横浜市中区山下町２６番地
社員　　乙　野　八　郎</td><td>平成１９年１１月　１日加入</td></tr>
<tr><td>平成１９年１１月　８日登記</td></tr>
</table>

4　社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合

(1)　氏名変更の場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町３番地 社員　　甲　野　太　郎	
	横浜市中区山下町３番地 社員　　乙　川　太　郎	平成１９年１１月　１日甲野太郎の氏変更 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　法人が社員の場合は，「株式会社甲野商店の商号変更」，「合併（組織変更又は種類変更）による何某の商号変更」等と記載する。

(2)　住所移転の場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町４番地 社員　　乙　野　次　郎	
	横浜市中区山下町３７番地の９ 社員　　乙　野　次　郎	平成１９年１１月　１日住所移転 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　法人が社員の場合は，「本店移転」，「合併（種類変更）による本店移転」等と記載する。

(3)　住所変更の場合（住居表示の実施）

社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎	
	横浜市中区本町二丁目１番２号 社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１１月　１日住居表示実施 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　行政区画変更の場合は，以下のとおり原因項目を「住所変更」とし，登記項目を「修正」とする(準則第56条)。

社員に関する事項	横浜市港北区瀬谷三丁目１番地 社員　　甲　野　太　郎	
	横浜市瀬谷区北瀬谷一丁目１番地 社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１１月　１日住所変更 平成１９年１１月　８日修正

(4)　社員の氏名又は名称が変更になると同時に，住所又は主たる事務所が変更になる場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店	平成１９年１０月　１日加入
		平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 社員　　株式会社甲野商事	平成２０年　４月　１日株式会社甲野商店の商号変更及び本店移転
		平成２０年　４月　８日登記

5　社員各自が会社を代表する場合に，法人である社員の職務執行者に関する変更があったとき

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目４番６号 職務執行者　甲野一郎	平成１９年１０月　１日加入
		平成１９年１０月　８日登記
	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野二郎	平成２０年　４月　１日変更
		平成２０年　４月　８日登記

6　４及び５の登記を同時にする場合の登記

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目４番６号 職務執行者　甲野一郎	平成１９年１０月　１日加入
		平成１９年１０月　８日登記
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 社員　　株式会社甲野商事 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野二郎	平成２０年　４月　１日株式会社甲野商店の商号変更、本店移転等
		平成２０年　４月　８日登記

第６　代表社員に関する登記（会社を代表しない社員がある場合に限る。）

１　代表社員が就任した場合

(1)　代表社員が就任した場合

社員に関する事項	代表社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記

(2)　法人が代表社員となった場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記

２　代表社員が辞任，死亡した場合

(1)　代表社員が辞任した場合

社員に関する事項	代表社員　　乙　野　次　郎	
		平成１９年１０月　１日辞任 平成１９年１０月　８日登記

(2)　代表社員が死亡した場合

社員に関する事項	代表社員　　乙　野　次　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日死亡 平成１９年１２月１０日登記

(3)　法人である代表社員が辞任した場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日辞任 平成１９年１２月１０日登記

３　社員が１名になったことに伴い代表社員の登記を抹消する場合

<table>
<tr><td rowspan="5">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都大田区中央三丁目５番８号
社員　　甲　野　太　郎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都中央区築地二丁目８番７号
社員　　乙　野　次　郎</td><td>平成１９年１２月　３日退社</td></tr>
<tr><td>平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表社員　　甲　野　太　郎</td><td>平成１９年１２月　３日社員が１名となったため抹消</td></tr>
<tr><td>平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

４　代表社員の商号変更があった場合

<table>
<tr><td rowspan="4">社員に関する事項</td><td rowspan="2">代表社員　　株式会社甲野商店
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
職務執行者　甲野太郎</td><td>平成１９年１２月　３日就任</td></tr>
<tr><td>平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表社員　　株式会社甲野商事
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
職務執行者　甲野太郎</td><td>平成２０年　４月　１日株式会社甲野商店の商号変更</td></tr>
<tr><td>平成２０年　４月　８日登記</td></tr>
</table>

〔注〕　合併，組織変更，種類変更等による代表社員の商号又は名称を変更した場合は，原因項目を「合併（組織変更又は種類変更）による何某の商号変更」等とする。

5　職務執行者に関する変更の登記

(1)　職務執行者を変更した場合

ア　職務執行者を１名選任している代表社員において，当該職務執行者が辞任，死亡し，又は解任され，新たな職務執行者を１名選任した場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野次郎	平成２０年　４月　１日変更 平成２０年　４月　８日登記

イ　職務執行者を１名選任している代表社員において，新たな職務執行者を１名選任した場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野次郎	平成２０年　４月　１日職務執行者就任 平成２０年　４月　８日登記

ウ　職務執行者が複数名ある場合に，そのうち１名が辞任等をしたとき。

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野次郎	平成２０年　４月　１日職務執行者就任 平成２０年　４月　１日登記 平成２０年１０月　１日職務執行者辞任 平成２０年１０月　８日登記

(2)　職務執行者の住所及び氏名が変更となった場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 職務執行者　丙野太郎	平成２０年　４月　１日変更 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　住所移転又は氏名変更のみの場合も原因は同様に「年月日変更」とする。

6　代表社員の氏名又は名称の変更と職務執行者に関する変更を同時にする場合

職務執行者を１名選任している代表社員において，当該代表社員の商号を変更し，職務執行者の住所変更をした場合

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商事 東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 職務執行者　甲野太郎	平成２０年　４月　１日株式会社甲野商店の商号変更等 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕１　職務執行者の氏名変更を行った場合も同様とする。

２　代表社員の商号変更と同時に併せて職務執行者の追加があった場合は以下の記録例とする。

社員に関する事項	代表社員　　株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	代表社員　　株式会社甲野商事 東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 職務執行者　甲野太郎	平成２０年　４月　１日株式会社甲野商店の商号変更 平成２０年　４月　８日登記
	代表社員　　株式会社甲野商事 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野次郎	平成２０年　４月　１日職務執行者就任 平成２０年　４月　８日登記

7　代表社員の職務執行を停止し，職務代行者を選任した場合

(1)　職務執行を停止した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１番地 社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日加入 平成１９年１０月　８日登記
	代表社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	代表社員甲野太郎の代表権につき職務執行停止	平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の決定 平成１９年１１月　８日登記

(2)　職務代行者を選任した場合

社員に関する事項	代表社員職務代行者　乙　山　二　郎	平成１９年１１月　１日東京地方裁判所の選任 平成１９年１１月　８日登記

第７　存続期間又は解散の事由に関する登記

１　存続期間又は解散の事由を設定した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年 平成１９年１１月　１日設定　　平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　解散の事由を設定した場合については，第４節株式会社の第15の１の(2)の例参照。

２　存続期間又は解散の事由を変更した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年
	会社成立の日から満５０年 平成１９年１１月　１日変更　　平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　解散の事由を変更した場合については，第４節株式会社の第15の２の(2)の例参照。

３　存続期間又は解散の事由を廃止した場合

存続期間	会社成立の日から満３０年
	平成１９年１１月１日廃止　　平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　解散の事由を廃止した場合については，第４節株式会社の第15の３の(2)の例参照。

第８　合名会社を合資会社（又は合同会社）とする種類変更の登記

１　合資会社（又は合同会社）についてする設立の登記

商　号	合資会社横浜製菓
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 無限責任社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本町三丁目１９番地 無限責任社員　　株　式　会　社　乙　野　商　事
	横浜市戸塚区戸塚町２２番地 無限責任社員　　丙　野　五　郎
	横浜市中区本町五丁目２５番地 有限責任社員　　丁　野　八　郎 金１２０万円　全部履行
	代表社員　　丙　野　五　郎
存続期間	会社成立の日から満２０年
登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日横浜製菓合名会社を種類変更し設立 平成１９年１２月１０日登記

２　合名会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日横浜市戸塚区戸塚町２０番地合資会社横浜製菓に種類変更し解散 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

第９　組織変更の登記

１　株式会社についてする設立の登記

商　号	株式会社横浜製菓
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金１０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
存続期間	会社成立の日から満２０年
登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日横浜製菓合名会社を組織変更し設立 平成１９年１２月１０日登記

２　合名会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日横浜市戸塚区戸塚町２０番地株式会社横浜製菓に組織変更し解散 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

第10　合併に関する登記

1　新設合併の場合

(1)　新設会社（合名会社）

商　号	横浜製菓合名会社
本　店	横浜市中区山下町３７番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本町三丁目１番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　株式会社丙野商店
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１０番地株式会社山田菓子と横浜市中区山下町１番地岡田製菓合名会社の合併により設立 平成１９年１０月　１日登記

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日横浜市中区山下町１０番地株式会社山田菓子と合併して横浜市中区山下町３７番地横浜製菓合名会社を設立し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

２　吸収合併の場合

(1)　存続会社（合名会社）

社員に関する事項	横浜市中区山下町４番地 社員　　丁　野　六　郎	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記
	横浜市中区山下町５５番地 社員　　株式会社丙野商店	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記

吸収合併	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町２番地合同会社中村商会を合併 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　吸収合併の年月日は，合併契約において定められた効力発生日（会社法第７５１条第１項第７号）である。

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１０番地合名会社横浜木材商店に合併し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

〔注〕　解散の年月日は，吸収合併の効力発生日である。

第11　分割に関する登記

1　新設分割の場合

(1)　設立会社（本店の所在地でする場合）

商　号	横浜製菓合名会社
本　店	横浜市中区山下町３７番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本町三丁目１番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　株式会社丙野商店
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕新設会社の支店の所在地で登記する場合には，次の例による。

商　号	横浜製菓合名会社
本　店	横浜市中区山下町３７番地
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　８日登記

(2)　分割会社（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成１９年１０月１日横浜市中区山下町３７番地横浜製菓合名会社に分割 平成１９年１０月　８日登記

２　吸収分割の場合

(1)　承継会社（会社法第７６０条）（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記録する。

(2)　分割会社（会社法第７６０条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町３７番地横浜製菓合名会社に分割 平成１９年１０月１５日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記録する。

第12　解散に関する登記

1　総社員の同意により解散した場合

解　散	平成１９年１１月１日総社員の同意により解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕１　支配人に関する登記は，解散の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第５９条参照）。
２　代表社員の登記（法人にあっては，職務執行者の登記を含む。）は，清算人の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第８６条参照）。

2　社員が欠けたために解散した場合

解　散	平成１９年１１月１日社員が欠けたため解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕１　社員が欠けたために解散したときは，解散の登記と同時に社員及び代表社員の退社の登記をすることとなるが，退社の登記については，第５の２の例参照。
２　上記１の〔注〕２参照。

3　存続期間の満了により解散した場合

解　散	平成１９年１１月１日存続期間の満了により解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕１　この場合の解散の日は，存続期間の満了の日の翌日である。
２　上記１の〔注〕２参照。

4　定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解　散	平成１９年１１月１日定款所定の解散事由の発生により解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　上記１の〔注〕２参照。

5　解散を命ずる裁判の確定により解散した場合

解　散	平成１９年１１月１日横浜地方裁判所の解散を命ずる裁判の確定により解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　上記１の〔注〕２参照。

第13　清算人の登記

1　清算人を選任した場合（会社法第６４７条第１項第３号）（最初の清算人）

社員に関する事項	代表社員　　甲　野　太　郎	
	横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号 清算人　　丙　野　太　郎	平成１９年１１月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目１番１号 清算人　　丁野商事株式会社	平成１９年１１月　８日登記
	代表清算人　丁野商事株式会社 東京都千代田区神田三崎町１番１号 職務執行者　乙野次郎	平成１９年１１月　８日登記

（参考）　清算人が清算持分会社を代表する場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１０番地 清算人　　乙野商事株式会社 横浜市中区山下町１０番地 職務執行者　乙野次郎	平成１９年１１月　８日登記

2　清算人が辞任，死亡した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１０番地 清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１１月　８日登記
		平成１９年１２月　３日辞任
		平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　清算人が死亡した場合は，原因項目を「死亡」とする。

3　清算人が就任した場合（変更による清算人）

社員に関する事項	横浜市中区山下町１９番地 清算人　　乙　野　次　郎	平成１９年１２月　３日就任
		平成１９年１２月１０日登記

第14　継続の登記

会社継続	平成１９年１１月１日会社継続 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　継続の登記をしたときは，解散及び清算人に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第８５条第１項。なお，規則第８５条第２項参照。）。

第15　清算結了の登記

登記記録に関する事項	平成２０年４月１日清算結了 平成２０年　４月　８日登記 平成２０年　４月　８日閉鎖

第６節　　合資会社の登記

第１　設立に関する登記

１　本店所在地でする場合

商　号	合資会社横浜菓子本舗
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 無限責任社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本牧町二丁目２０番地 無限責任社員　　乙野商事株式会社
	横浜市中区山下町１５番地 有限責任社員　　丙　野　五　郎 神奈川県鎌倉市小袋台７０番地　宅地１５０平方メートル、この価額金５００万円　全部履行
	横浜市戸塚区戸塚町１００番地 有限責任社員　　丁　野　六　郎 金１００万円　内金５０万円履行
	横浜市中区本町三丁目１番地 有限責任社員　　戊　野　七　郎 金５０万円　全部履行
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 東京都文京区春日一丁目１６番２１号
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記

２　支店所在地でする場合

商　号	合資会社横浜菓子本舗
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 東京都文京区春日一丁目１６番２１号
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合，その支店でする登記の例である。

第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記
第３　本店移転の登記
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第４節株式会社の第２から第４までの例参照

第５　社員の加入，退社等に関する登記

１　社員が加入した場合

(1)　無限責任社員が加入した場合

社員に関する事項	東京都大田区中央三丁目４番６号 無限責任社員　　甲　野　一　郎	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記
	横浜市中区山下町４０番地 無限責任社員　　株式会社甲野商店	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

（参考）社員が各自会社を代表する場合には，法人である社員について，次のとおり職務執行者の住所・氏名の登記を要する。

社員に関する事項	横浜市中区山下町４０番地 無限責任社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目４番６号 職務執行者　　甲野一郎	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目２番１号 有限責任社員　　乙野商事株式会社 東京都大田区中央三丁目４番６号 職務執行者　　乙野二郎 金５０万円　全部履行	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

(2)　出資を履行して加入した場合

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目２番１号 有限責任社員　　乙野商事株式会社 金５０万円　全部履行	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　出資金額の一部の履行の場合には，以下のように入力する。

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目２番１号 有限責任社員　　乙　野　二　郎 金１００万円　内金５０万円履行	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕　金銭以外の財産を出資の目的としている場合には，以下のように入力する。

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目２番１号 有限責任社員　　乙　野　二　郎 東京都中央区築地一丁目１２番地所在　家屋番号１２番の建物１棟、この価額金１２０万円全部履行	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

(3)　持分の一部の譲受けにより加入した場合

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目６番８号 有限責任社員　　甲　野　太　郎 金１００万円　全部履行	
	東京都中央区築地一丁目６番８号 有限責任社員　　甲　野　太　郎 金６０万円　全部履行	平成１９年１１月　１日持分の一部譲渡 平成１９年１１月　８日登記
	東京都中央区銀座三丁目１２番７号 有限責任社員　　乙　野　次　郎 金４０万円　全部履行	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

２　社員が退社した場合

(1)　総社員の同意による場合

社員に関する事項	東京都目黒区本町三丁目９番２号 無限責任社員　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１１月　１日退社 平成１９年１１月　８日登記

(2)　他の社員に持分の全部を譲渡した場合

社員に関する事項	東京都目黒区本町二丁目５番４号 有限責任社員　　丁　野　八　郎 金１５０万円　全部履行	
		平成１９年１１月　１日退社 平成１９年１１月　８日登記
	東京都中央区日本橋室町一丁目６番１３号 有限責任社員　　戊　野　太　郎 金１００万円　全部履行	
	東京都中央区日本橋室町一丁目６番１３号 有限責任社員　　戊　野　太　郎 金２５０万円　全部履行	平成１９年１１月　１日持分の譲受 平成１９年１１月　８日登記

３　社員が退社し，加入した場合

(1)　有限責任社員が死亡し，その相続人が加入した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">社員に関する事項</td><td>東京都目黒区目黒三丁目７番１１号
有限責任社員　　甲　野　太　郎

金３００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日死亡
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td>東京都目黒区目黒三丁目７番１１号
有限責任社員　　甲　野　花　子

金３００万円の内持分２分の１　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日加入
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td>東京都品川区上大崎二丁目４番９号
有限責任社員　　甲　野　次　郎

金３００万円の内持分２分の１　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日加入
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

(2)　持分の全部を社員以外の者に譲渡した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">社員に関する事項</td><td>東京都中央区八丁堀三丁目３番２号
有限責任社員　　乙　野　太　郎

金２００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日退社
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td>東京都千代田区大手町二丁目１番１６号
有限責任社員　　丙　野　五　郎

金２００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日加入
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

４　有限責任社員が出資の目的，価額等を変更した場合

(1)　出資を増加した場合

<table>
<tr><td rowspan="4">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都中央区日本橋兜町１０番地
有限責任社員　　乙　野　次　郎

金１２０万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都中央区日本橋兜町１０番地
有限責任社員　　乙　野　次　郎

金２２０万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日出資増加
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td colspan="2">東京都中央区築地三丁目１番２号
有限責任社員　　丙　野　太　郎

東京都中央区築地三丁目５番地　宅地３０平方メートル、この価額金７００万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都中央区築地三丁目１番２号
有限責任社員　　丙　野　太　郎

東京都中央区築地三丁目５番地　宅地３０平方メートル、この価額金７００万円
金１００万円　以上全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日出資増加
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

(2)　出資の目的を変更した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都中央区日本橋横山町１２番１号
有限責任社員　　甲　野　太　郎

東京都中央区日本橋横山町１２番地所在　家屋番号同町１２番建物１棟、この価額金２００万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都中央区日本橋横山町１２番１号
有限責任社員　　甲　野　太　郎

金２００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日出資変更
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

(3)　社員間の持分の一部譲渡により出資を変更した場合

<table>
<tr><td rowspan="4">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都目黒区目黒五丁目１２番３号
有限責任社員　　甲　野　太　郎

金３５０万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都目黒区目黒五丁目１２番３号
有限責任社員　　甲　野　太　郎

金３００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日持分の一部譲渡
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
<tr><td colspan="2">東京都大田区中央一丁目３番３号
有限責任社員　　乙　野　次　郎

金２００万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都大田区中央一丁目３番３号
有限責任社員　　乙　野　次　郎

金２５０万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日持分の一部譲受
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

(4)　出資を減少させた場合

<table>
<tr><td rowspan="3">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都中央区日本橋兜町１３番地
有限責任社員　　丙　野　次　郎

金５００万円　全部履行</td></tr>
<tr><td>東京都中央区日本橋兜町１３番地
有限責任社員　　丙　野　次　郎

金３００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月　３日出資減少
平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

５　社員の有限・無限の責任を変更した場合

<table>
<tr><td rowspan="3">社員に関する事項</td><td colspan="2">東京都中央区日本橋兜町１番地
無限責任社員　　甲　野　太　郎</td></tr>
<tr><td>東京都中央区日本橋兜町１番地
有限責任社員　　甲　野　太　郎</td><td>平成１９年１２月　３日責任変更</td></tr>
<tr><td>金３００万円　全部履行</td><td>平成１９年１２月１０日登記</td></tr>
</table>

〔注〕　有限責任社員が責任を変更して無限責任社員となった場合も同様である。

６　社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合
この登記については，第５節　合名会社の第５の４の例参照。

第６　代表社員に関する登記
第７　存続期間又は解散の事由に関する登記

これらについては，第５節合名会社の第６及び第７の例参照

第８　合資会社を合名会社（又は合同会社）とする種類変更の登記

１　合名会社（又は合同会社）についてする設立の登記

商　号	合名会社山梨屋
本　店	東京都杉並区今川一丁目１番３号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１１月１日
目　的	１　果物の販売 ２　野菜の販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都杉並区今川二丁目１番３号 社員　　甲　野　太　郎
	東京都目黒区中目黒三丁目２番７号 社員　　乙　野　次　郎
	東京都目黒区目黒一丁目１０番３号 社員　　丙　野　五　郎
	東京都文京区本郷五丁目８番１２号 社員　　丁　野　八　郎
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 東京都文京区本郷五丁目８番９号
登記記録に関する事項	平成１９年１１月３０日合資会社山梨屋を種類変更し設立 平成１９年１２月　３日登記

２　合資会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１１月３０日東京都杉並区今川一丁目１番３号合名会社山梨屋に種類変更し解散 平成１９年１２月　３日登記 平成１９年１２月　３日閉鎖

第９　組織変更の登記

１　株式会社についてする設立の登記

商　号	株式会社山梨屋
本　店	東京都杉並区今川一丁目１番３号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　果物の販売 ２　野菜の販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金１０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	東京都杉並区今川二丁目１番３号 代表取締役　　甲　野　太　郎
存続期間	会社成立の日から満２０年
登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日合資会社山梨屋を組織変更し設立 平成１９年１２月１０日登記

２　合資会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日東京都杉並区今川一丁目１番３号株式会社山梨屋に組織変更し解散 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

第10　合併に関する登記

1　新設合併の場合

(1)　新設会社（合資会社）

商　号	東亜商事合資会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　煎餅類の製造販売 ２　甘納豆類の製造販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都品川区東大井四丁目１０番４号 無限責任社員　　甲　野　太　郎
	東京都品川区東大井四丁目１０番４号 無限責任社員　　甲　野　花　子
	東京都大田区中央四丁目６番４号 有限責任社員　　乙　野　次　郎 金５０万円　全部履行
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 有限責任社員　　丙　野　五　郎 金１００万円　全部履行
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 東京都北区王子六丁目２番６６号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	東京都大田区東蒲田三丁目２番１号小池商事株式会社と東京都大田区山王一丁目５番３号合名会社巴商事の合併により設立 平成１９年１０月　１日登記

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都大田区山王一丁目５番３号合名会社巴商事と合併して東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合資会社を設立し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

２　吸収合併の場合

(1)　存続会社（合資会社）

社員に関する事項	東京都目黒区目黒三丁目５番４号 無限責任社員　　丁　野　六　郎	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記
	東京都目黒区目黒三丁目１番６号 有限責任社員　　戊　野　七　郎 金２００万円　全部履行	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記

吸収合併	平成１９年９月２８日東京都大田区池上一丁目３番４号株式会社丸富商会を合併 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　吸収合併の年月日は，合併契約において定められた効力発生日（会社法第７５１条第１項第７号）である。

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日東京都品川区小山三丁目２番５号合資会社品川菓子本舗に合併し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

〔注〕　解散の年月日は，吸収合併の効力発生日である。

第11　会社分割の登記

1　新設分割の場合

(1)　設立会社（本店の所在地でする場合）

商　号	東亜商事合資会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　煎餅類の製造販売 ２　甘納豆類の製造販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都品川区東大井四丁目１０番４号 無限責任社員　　甲　野　太　郎
	東京都品川区東大井四丁目１０番４号 無限責任社員　　甲　野　花　子
	東京都大田区中央四丁目６番４号 有限責任社員　　乙　野　次　郎 金５０万円　全部履行
	東京都文京区春日一丁目１６番２１号 有限責任社員　　丙　野　五　郎 金１００万円　全部履行
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 東京都北区王子六丁目２番６６号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　新設会社の支店の所在地で登記する場合には，次の例による。

商　号	東亜商事合資会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　８日登記

(2)　分割会社（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成１９年１０月１日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合資会社に分割 平成１９年１０月　８日登記

２　吸収分割の場合

(1)　承継会社（会社法第７６０条）（本店所在地でする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2)　分割会社（会社法第７６０条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合資会社に分割 平成１９年１０月１５日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。

第12　解散に関する登記
第13　清算人の登記
第14　継続の登記
第15　清算結了の登記

これらの登記については，第５節合名会社の第12から第15までの例参照

第７節　　合同会社の登記

第１　設立に関する登記

１　本店所在地でする場合

商　号	合同会社横浜菓子本舗
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　和菓子の製造販売 ２　上記に附帯する一切の事業
資本金の額	金５００万円
社員に関する事項	業務執行社員　　甲野商事株式会社
	業務執行社員　　丁　野　六　郎
	業務執行社員　　戊　野　七　郎
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎
支　店	１ 東京都文京区春日一丁目１６番２１号
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記

２　支店所在地でする場合

商　号	合同会社横浜菓子本舗
本　店	横浜市戸塚区戸塚町２０番地
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 東京都文京区春日一丁目１６番２１号
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合，その支店でする登記の例である。

第２　商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記
第３　本店移転の登記
第４　支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第４節株式会社の第２から第４までの例参照

第５　業務執行社員の加入，退社等に関する登記

１　業務執行社員が加入した場合

(1)　業務執行社員が加入した場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲　野　一　郎	平成１９年１１月　１日加入 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕 合同会社の社員の加入の年月日は，定款変更の日と出資に係る払込み又は給付の完了日のいずれか遅い日である（会社法第６０４条第３項）。

(2)　業務執行社員以外の社員が業務執行社員となった場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲　野　一　郎	平成１９年１１月　１日業務執行権付与 平成１９年１１月　８日登記

２　業務執行社員が退社した場合等

(1)　総社員の同意による場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１１月　１日退社 平成１９年１１月　８日登記

(2)　業務執行社員でなくなった場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲　野　太　郎	
		平成１９年１１月　１日業務執行権喪失 平成１９年１１月　８日登記

３　業務執行社員が退社し，加入した場合

業務執行社員が死亡し，その相続人が加入した場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲　野　太　郎	平成１９年１２月　３日死亡 平成１９年１２月１０日登記
	業務執行社員　　甲　野　花　子	平成１９年１２月　３日加入 平成１９年１２月１０日登記
	業務執行社員　　甲　野　次　郎	平成１９年１２月　３日加入 平成１９年１２月１０日登記

（参考）業務執行社員の各自が会社を代表する場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲野商事株式会社
	業務執行社員　　丁　野　六　郎
	業務執行社員　　戊　野　七　郎
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎
	東京都大田区中央一丁目１番１号 代表社員　　丁　野　六　郎
	東京都大田区中央一丁目１番１号 代表社員　　戊　野　七　郎

４　株式交換によって株式交換完全子会社の株主が業務執行社員となった場合

株式交換完全親会社がする株式交換の登記

商　号	東亜商事合同会社	
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日	
目　的	１　煎餅類の製造販売 ２　甘納豆類の製造販売 ３　前号に附帯する一切の業務	
資本金の額	金５００万円	
社員に関する事項	業務執行社員　　甲野商事株式会社	
	業務執行社員　　丁　野　六　郎	
	業務執行社員　　戊　野　七　郎	
	業務執行社員　　山　田　花　子	平成１９年１２月　１日加入 平成１９年１２月１０日登記
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎	
支　店	１ 東京都北区王子六丁目２番６６号	
存続期間	会社成立の日から満５０年	
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月　１日登記	

５　社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合

この登記については，第５節　合名会社の第５の４の例参照。

第６　代表社員に関する登記

１　代表社員が就任した場合
２　代表社員が辞任，死亡した場合
３　代表社員の商号変更があった場合

これらについては，第５節　合名会社の第６の代表社員に関する登記を参照。

４　代表社員の本店移転があった場合

社員に関する事項	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 代表社員　　株式会社甲野商事 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　甲野太郎	平成２０年　４月　１日本店移転 平成２０年　４月　８日登記

５　職務執行者を１名選任している代表社員において，当該代表社員の本店を移転し，職務執行者の住所移転又は氏名変更があった場合

社員に関する事項	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目３番３号 職務執行者　甲野太郎	平成２０年　４月　１日本店移転等 平成２０年　４月　８日登記

〔注〕　代表社員の本店移転と同時に併せて職務執行者の変更を行った場合も同様の記録例とする。

〔注〕　本店移転と同時に新たな職務執行者を１名選任した場合は以下の例による。

社員に関する事項	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　甲野太郎	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　甲野太郎	平成２０年　４月　１日本店移転 平成２０年　４月　８日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目２番２号 代表社員　　株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目２番１号 職務執行者　乙野次郎	平成１９年１２月　３日職務執行者就任 平成１９年１２月１０日登記

６　職務執行者を１名選任している代表社員において，当該代表社員の商号を変更し，新たな職務執行者をさらに１名選任した場合は，第５節合名会社の第６の６を参照。

第７　存続期間又は解散の事由に関する登記

これについては，第５節合名会社の第７の例参照

第８　合同会社を合名会社（又は合資会社）とする種類変更の登記

１　合名会社（又は合資会社）についてする設立の登記

商　号	合名会社山梨屋
本　店	東京都杉並区今川一丁目１番３号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１１月１日
目　的	１　果物の販売 ２　野菜の販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都杉並区今川二丁目１番３号 社員　　甲　野　太　郎
	東京都目黒区中目黒三丁目２番７号 社員　　乙　野　次　郎
	東京都目黒区目黒一丁目１０番３号 社員　　丙　野　五　郎
	東京都文京区本郷五丁目８番１２号 社員　　丁　野　八　郎
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 東京都文京区本郷五丁目８番９号
登記記録に関する事項	平成１９年１１月３０日合同会社山梨屋を種類変更し設立 平成１９年１２月　３日登記

２　合同会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１１月３０日東京都杉並区今川一丁目１番３号合名会社山梨屋に種類変更し解散 平成１９年１２月　３日登記 平成１９年１２月　３日閉鎖

第９　組織変更の登記

１　株式会社についてする設立の登記

商　号	株式会社山梨屋
本　店	東京都杉並区今川一丁目１番３号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　果物の販売 ２　野菜の販売 ３　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金１０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	東京都杉並区今川二丁目１番３号 代表取締役　　甲　野　太　郎
存続期間	会社成立の日から満２０年
登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日合同会社山梨屋を組織変更し設立 平成１９年１２月１０日登記

２　合同会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日東京都杉並区今川一丁目１番３号株式会社山梨屋に組織変更し解散 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

第10　合併に関する登記

1　新設合併の場合（合同会社）

(1)　新設会社

商　号	東亜商事合同会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　煎餅類の製造販売 ２　甘納豆類の製造販売 ３　前号に附帯する一切の事業
資本金の額	金５００万円
社員に関する事項	業務執行社員　甲野商事株式会社
	業務執行社員　丁　野　六　郎
	業務執行社員　戊　野　七　郎
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎
支　店	１ 東京都北区王子六丁目２番６６号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	東京都大田区東蒲田三丁目２番１号小池商事株式会社と東京都大田区山王一丁目５番３号合同会社巴商事の合併により設立 平成１９年１０月　１日登記

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都大田区山王一丁目５番３号合同会社巴商事と合併して東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合同会社を設立し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

２　吸収合併の場合

(1)　存続会社（合同会社）

社員に関する事項	業務執行社員　　丁　野　六　郎	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記
	業務執行社員　　戊　野　七　郎	合併による加入 平成１９年１０月　１日登記

吸収合併	平成１９年９月２８日東京都大田区池上一丁目３番４号株式会社丸富商会を合併 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　吸収合併の年月日は，合併の効力発生日（会社法第７５１条第１項第７号）である。

(2)　消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日東京都品川区小山三丁目２番５号合同会社品川菓子本舗に合併し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

〔注〕　解散の年月日は，吸収合併の効力発生日である。

第11　会社分割の登記

1　新設分割の場合

(1)　設立会社（本店の所在地でする場合）

商　号	東亜商事合同会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
目　的	１　煎餅類の製造販売 ２　甘納豆類の製造販売 ３　前号に附帯する一切の業務
資本金の額	金５００万円
社員に関する事項	業務執行社員　　甲野商事株式会社
	業務執行社員　　丁　野　六　郎
	業務執行社員　　戊　野　七　郎
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎
支　店	１ 東京都北区王子六丁目２番６６号
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　１日登記

〔注〕　新設会社の支店の所在地で登記する場合には，次の例による。

商　号	東亜商事合同会社
本　店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支　店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月　８日登記

(2)　分割会社（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成１９年１０月１日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合同会社に分割 平成１９年１０月　８日登記

２　吸収分割の場合

(1)　承継会社（会社法第７６０条）（本店所在地でする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2)　分割会社（会社法第７６０条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合同会社に分割 平成１９年１０月１５日登記

〔注〕　吸収分割の年月日は，分割契約において定められた効力発生日を記載する。

第12　解散に関する登記

１　総社員の同意により解散した場合

社員に関する事項	業務執行社員　　甲野商事株式会社
	業務執行社員　　丁　野　六　郎
	業務執行社員　　戊　野　七　郎
	横浜市中区山下町１５番地 代表社員　　甲野商事株式会社 横浜市中区山下町１５番地 職務執行者　　甲野太郎

解　散	平成１９年１１月１日総社員の同意により解散 平成１９年１１月　８日登記

〔注〕１　支配人に関する登記は，解散の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第５９条参照）。
２　この場合には，業務執行社員及び代表社員に関する登記に抹消する記号を記録しなければならない（規則第９１条）。

２　その他の事由により解散した場合

会社状態区における解散の記録例は第５節合名会社の第１２の２から５までの例により，この登記と同時に，業務執行社員，代表社員及び支配人に関する登記を抹消する記号を記録する（上記１参照）。

第13　清算人の登記

1　清算人を選任した場合（会社法第６４７条第１項第３号）（最初の清算人）

社員に関する事項	横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号 清算人　　丙　野　太　郎	平成１９年１１月　８日登記
	東京都新宿区新宿三丁目１番１号 清算人　　丁野商事株式会社	平成１９年１１月　８日登記
	代表清算人　丁野商事株式会社 東京都千代田区神田三崎町１番１号 職務執行者　乙野次郎	平成１９年１１月　８日登記

（参考）　清算人が清算持分会社を代表する場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１０番地 清算人　　乙野商事株式会社 横浜市中区山下町１０番地 職務執行者　乙野次郎	平成１９年１１月　８日登記

2　清算人が辞任，死亡した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町１０番地 清算人　　甲　野　太　郎	平成１９年１１月　８日登記
		平成１９年１２月　３日辞任
		平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　清算人が死亡した場合は，原因項目を「死亡」とする。

3　清算人が就任した場合（変更による清算人）

社員に関する事項	横浜市中区山下町１９番地 清算人　　乙　野　次　郎	平成１９年１２月　３日就任
		平成１９年１２月１０日登記

第14　継続の登記
第15　清算結了の登記

これらの登記については，第５節合名会社の第14から第15までの例参照

第８節　　外国会社の登記

第１　初めて日本における代表者を定める登記

１　日本に営業所を設置しない場合（代表者住所地における登記　会社法第９３３条第１項第１号）

商　号	アメリカンジムアンドメアリコーポレーション
本　店	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ハーバ通４番地
公告をする方法	官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト 紙に掲載してする。
会社設立の準拠法	アメリカ合衆国カリフォルニア州会社法
会社成立の年月日	昭和４０年１月１日
目的	１　コンピュータ及び関連機器の輸出入及び販売 ２　コンピュータ用ソフトウエア及び映像、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツの輸出入及び販売 ３　その他これらに附帯し、又は関連する事業
発行可能株式総数	５万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ３万株
資本金の額	３０万米ドル
役員に関する事項	取締役　　ジ ム ・ ブ ラ ウ ン
	取締役　　メアリー・ブラウン
	取締役　　ジョン・ホフマン
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン８番地 代表取締役　　ジ ム ・ ブ ラ ウ ン

	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン８番地 代表取締役　　メアリー・ブラウン
	東京都渋谷区宇田川町１番１０号 日本における代　ロバート・ウィリアム 表者
支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通３番地
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日日本における代表者選任 平成１９年１０月　８日登記

２　日本に営業所を設置した場合（営業所所在地における登記　会社法第９３３条第１項第２号の登記）

支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通３番地
	２ 東京都渋谷区宇田川町１番１０号

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日営業所設置 平成１９年１０月　８日登記

〔注〕　その他の商号区以下については，１　日本に営業所を設置しない場合に同じ。

第２　日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後，新たに日本における代表者を定めた場合にする登記（会社法第９３４条第１項）及び日本に営業所を設置した外国会社がその登記後，新たに営業所を定めた場合にする登記（同条第２項）

１　日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後，他管轄に新たに住所を有する日本における代表者を定めた場合の新住所地でする登記

商　号	アメリカンジムアンドメアリコーポレーション
本　店	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ハーバ通４番地
会社設立の準拠法	アメリカ合衆国カリフォルニア州会社法
公告をする方法	官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポス ト紙に掲載してする。
会社成立の年月日	昭和４０年１月１日
目的	１　コンピュータ及び関連機器の輸出入及び販売 ２　コンピュータ用ソフトウエア及び映像、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツの輸出入及び販売 ３　その他これらに附帯し、又は関連する事業
発行可能株式総数	５万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ３万株
資本金の額	３０万米ドル
役員に関する事項	取締役　ジ ム ・ ブ ラ ウ ン
	取締役　メアリー・ブラウン
	取締役　ジョン・ホフマン
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン８番地 代表取締役　ジ ム ・ ブ ラ ウ ン

	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン８番地 代表取締役　　メアリー・ブラウン
	東京都渋谷区宇田川町１番１０号 日本における代　ロバート・ウィリアム 表者
	横浜市中区北仲通５番５７号 日本における代　ジョン・ホフマン 表者
支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通３番地
登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日日本における代表者選任 平成１９年１２月１０日登記

２　日本に営業所を設置した外国会社がその登記後，他管轄に新たに営業所を設置した場合の新所在地でする登記

支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通３番地
	２ 東京都渋谷区宇田川町１番１０号
	３ 横浜市中区北仲通５番５７号

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日営業所設置 平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　その他の商号区以下については，第１の１　日本に営業所を設置しない場合に同じ。

第３　日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転する登記（法第９３５条第１項）

１　旧住所地でする登記

役員に関する事項	
	東京都渋谷区宇田川町１番１０号 日本における代表者　ロバート・ウィリアム

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日日本における代表者ロバート・ウィリアムが横浜市中区北仲通５番５７号に住所移転 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

〔注〕１　同一管轄内に他代表者が住所を有する場合には，登記記録を閉鎖せず，２（２）の登記を行う。
２　他管轄内に他代表者が住所を有する場合には，１の登記をした後，他代表者住所地にて２（２）の登記を行う。

２　新住所地でする登記

(1)　他の代表者の住所地のない管轄登記所内への移転の場合

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都渋谷区宇田川町１番１０号から日本における代表者ロバート・ウィリアムが住所移転 平成１９年１０月１５日登記

〔注〕　その他商号区以下については，第１の１　日本に営業所を設置しない場合に同じ。

(2)　他の代表者の住所地のある管轄登記所内への移転の場合（会社法第９３５条第１項ただし書）

役員に関する事項	東京都渋谷区宇田川町１番１０号 日本における代表者　ロバート・ウィリアム	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
	横浜市中区北仲通５番５７号 日本における代表者　ロバート・ウィリアム	平成１９年１２月　３日住所移転 平成１９年１２月１０日登記

〔注〕　同一管轄内での住所移転の場合も上記の登記を行う。

第４　日本に営業所を設置している外国会社がその登記後，他の登記所の管轄区域内に営業所を移転する登記（会社法第９３５条第２項）

１　旧住所地でする登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日大阪市北区西天満一丁目１１番４号に営業所移転 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

２　新住所地でする登記

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日東京都渋谷区宇田川町１番１０号から営業所移転 平成１９年１２月１７日登記

３　他営業所所在地でする移転の登記（会社法第９３５条第２項ただし書）

支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市サンセット通３番地	
	２ 東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号	
	３ 東京都渋谷区宇田川町１番１０号 大阪市北区西天満一丁目１１番４号	平成１９年１２月　３日移転 平成１９年１２月１０日登記

第５　日本に営業所を設置していない外国会社が日本における代表者の登記後に営業所を設置する登記（会社法第９３６条第１項）

１　代表者の住所と異なる管轄区域内に営業所を設置する場合

(1) 代表者の住所地で行う登記（会社法第９３６条第１項，商登法第１３１条第４項，第５１条，第５２条）

登記記録に関する事項	平成１９年１２月３日大阪市北区西天満一丁目１１番４号に営業所設置 平成１９年１２月１０日登記 平成１９年１２月１０日閉鎖

(2) 営業所の所在地で行う登記（会社法第９３６条第１項）

支　店	１ 大阪市北区西天満一丁目１１番４号

登記記録に関す事項	平成１９年１２月３日営業所設置（営業所設置前の日本における代表者の住所東京都渋谷区宇田川町１番１０号） 平成１９年１２月１７日登記

〔注〕　その他の商号区以下については，第１の１　日本に営業所を設置しない場合に同じ。

２　代表者の住所と同一の管轄区域内に営業所を設置した場合（会社法第９３６条第１項ただし書）

支　店	１ 東京都渋谷区宇田川町１番１０号	平成１９年１２月　３日設置 平成１９年１２月１０日登記

第６　日本に営業所を設置している外国会社が営業所を閉鎖する登記（日本における代表者全員が退任しようとするときを除く。）（会社法第９３６条第２項）

１　閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が異なる場合

(1)　営業所の旧所在地でする登記（すべての営業所が閉鎖する場合）

支　店	１ 東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号の営業所閉鎖 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

〔注〕　同一管轄区域内に他営業所が残る場合は下記２の例による。また，同一管轄区域内に営業所が複数ある場合において，同時にすべての営業所を廃止するときは，登記記録区にはすべての所在地を列挙する。

(2) すべての営業所が閉鎖された場合に日本における代表者の住所地においてする登記（会社法第９３６条第２項）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号の営業所閉鎖 平成１９年１０月１５日登記

２　閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が同じ場合

支　店	１ アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市サンセット通３番地
	２ 東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都新宿区北新宿一丁目８番２２号の営業所閉鎖 平成１９年１０月　８日登記

第７　すべての日本における代表者が退任する登記

役員に関する事項	
	東京都渋谷区宇田川町１番１０号 日本における代表者　ロバート・ウィリアム

登記記録に関する事項	すべての日本における代表者退任 平成１９年１０月　８日登記 平成１９年１０月　８日閉鎖

第８　公告の方法の登記（会社法第９３３条第２項第３号，第５号から第７号）

１　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてする場合（会社法第９３３条第２項第５号，第９３９条第２項）

公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。

２　電子公告により公告を行う場合（会社法第９３３条第２項第６号）

(1) 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｍａｎｄｍａｒｙ．ｃｏｍ／ａｃｃｏｕｎｔｓ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。

〔注〕　公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは，貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記に抹消する記号を記録しなければならない。

(2)　事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｍａｎｄｍａｒｙ．ｃｏｍ／ａｃｃｏｕｎｔｓ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 当会社の公告は，電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には，官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。

(3)　貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｍａｎｄｍａｒｙ．ｃｏｍ／ａｃｃｏｕｎｔｓ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ 貸借対照表の公告 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｍａｎｄｍａｒｙ．ｃｏｍ／ａｃｃｏｕｎｔｓ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。

３　いずれの方法も定めていない場合の公告方法（会社法第９３３条第２項第７号，第９３９条第４項）

公告をする方法	官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。

第９　日本における代表者の変更の登記

役員に関する事項	東京都目黒区駒場三丁目８番１号 日本における代　ピーター・ウィルソン 表者	平成１９年１０月　１日就任 平成１９年１０月　８日登記
		平成１９年１２月　３日辞任 平成１９年１２月１０日登記
	東京都新宿区新宿三丁目２番１号 日本における代　デビット・ショーター 表者	平成１９年１２月　３日就任 平成１９年１２月１０日登記

第9節　　経過措置

第１　株式会社に関する経過措置

１　施行前の登記

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に 掲載してする
会社成立の年月日	平成１５年１１月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行する株式の総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店
登録機関の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目６番８号 毎朝信託株式会社本店 平成１６年　３月１５日設置　　平成１６年　３月１７日登記
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　五　郎

	取締役　　丁　野　一　郎	
	取締役　　丁　野　二　郎	
	取締役　　丁　野　三　郎	
	取締役　　丁　野　四　郎	
	取締役　　丁　野　五　郎	
	取締役　　丁　野　六　郎	
	取締役　　丁　野　七　郎 （社外取締役）	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎	
	重要財産委員　　甲　野　太　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記
	重要財産委員　　乙　野　次　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記
	重要財産委員　　丙　野　五　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記
	監査役　　戊　野　六　郎	
	監査役　　戊　野　七　郎	

	代表取締役甲野太郎及び代表取締役乙野次郎は 共同して会社を代表する	平成１６年　３月２５日設定 平成１６年　３月２９日登記
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地	
	４ 東京都田無市本町四丁目１６番２４号	
存立時期	会社成立の日から満５０年	
重要財産委員会に関する事項	重要財産委員会設置 平成１６年　６月２７日設置　　平成１６年　７月　９日登記	
登記記録に関する事項	設立 平成１５年１１月　１日登記	

２　施行後の登記

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	平成１５年１１月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
資本金の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株主名簿管理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店
登録機関の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目６番８号 毎朝信託株式会社本店 平成１６年　３月１５日設置　　平成１６年　３月１７日登記
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　五　郎

	取締役　　丁　野　一　郎	
	取締役　　丁　野　二　郎	
	取締役　　丁　野　三　郎	
	取締役　　丁　野　四　郎	
	取締役　　丁　野　五　郎	
	取締役　　丁　野　六　郎	
	取締役　　丁　野　七　郎 （社外取締役）	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎	
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎	
	特別取締役　　甲　野　太　郎	平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記
	特別取締役　　乙　野　次　郎	平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記
	特別取締役　　丙　野　五　郎	平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記
	重要財産委員　　甲　野　太　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記
	重要財産委員　　乙　野　次　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記

	重要財産委員　　丙　野　五　郎	平成１６年　６月２７日就任 平成１６年　７月　９日登記
	監査役　　戊　野　六　郎	
	監査役　　戊　野　七　郎	
	代表取締役甲野太郎及び代表取締役乙野次郎は共同して会社を代表する	平成１６年　３月２５日設定 平成１６年　３月２９日登記
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号	
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地	
	４ 東京都田無市本町四丁目１６番２４号	
存続期間	会社成立の日から満５０年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
重要財産委員会に関する事項	重要財産委員会設置 平成１６年　６月２７日設置	平成１６年　７月　９日登記
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある	平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記
登記記録に関する事項	設立	平成１５年１１月　１日登記

３　支配人登記の移行

支店所在地にて行う移行の登記

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１８年　５月　１日平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により移記抹消

本店所在地にて行う移行の登記

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１８年　５月　１日平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により移記

4　支店所在地における登記

(1)　履歴事項証明書として出力した場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に 掲載してする
会社成立の年月日	平成１５年１１月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行する株式の総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 　　１０００株
資本の額	金５０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　五　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
	東京都文京区目白台一丁目２１番５号 代表取締役　　乙　野　次　郎

	監査役　　丁　野　六　郎
	監査役　　戊　野　七　郎
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地
	４ 東京都田無市本町四丁目１６番２４号
存立時期	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１５年１１月　１日登記

(2)　現在事項証明書として出力した場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社の成立年月日	平成１５年１１月１日
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地

５　委員会設置会社に関する職権登記

(1)　委員会等設置会社として設立された会社についての経過措置

委員会設置会社に関する事項	委員会等設置会社
	委員会設置会社 平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記
登記記録に関する事項	設立 平成１５年　５月　１日登記

(2)　設立後に委員会等設置会社となった会社についての経過措置

委員会設置会社に関する事項	委員会等設置会社 平成１５年　６月２７日設定　　平成１５年　７月　９日登記
	委員会設置会社 平成１８年法務省令第１５号の規定により平成１８年　５月　１日登記

6　種類株式に関する経過措置

利益をもってする株式の消却について定めのある種類株式が取得条項付株式とみなされた場合及び種類株主総会の決議があることを必要とするもの等について定款の定めがある場合（通達第８部第１の２（２））

<table>
<tr><td rowspan="2">発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容</td><td>普通株式　　９万株
優先株式　　４万株
１．優先配当金
（略）
１．優先株式の消却
優先株式については、発行に際して取締役会の決議で定める時期及び価額で、当該優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。</td></tr>
<tr><td>普通株式　　９万株
優先株式　　４万株
１．優先配当金
（略）
１．優先株式の取得請求権に関する事項
優先株式の株主は、設立の日から満５年間、当会社に対して当該優先株式の取得を請求することができる。
当会社は、優先株式１株を取得するのと引換えに、当該株主に対し、次のとおり普通株式を交付する。
転換の条件
イ．転換比率
転換比率は４．０００とする。
ロ．転換比率の調整
本優先株式発行後、転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。場合には、前記イの転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。
$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$
ハ．転換により発行すべき普通株式
転換により発行する普通株式数　＝　優先株主が転換請求のために提出した優先株式数　×　転換比率
１．優先株主総会の議決に関する事項
新たに配当優先株式を発行しようとする場合には、優先株主総会の議決を経なければならない。
平成１８年　５月　１日変更　　平成１８年　５月　８日登記</td></tr>
<tr><td>転換予約権付株式の発行に関する定め</td><td>優先株式の株主は、当該優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</td></tr>
</table>

転換予約権付株式の転換の条件及び転換請求期間（定款に定めのない場合）	優先株式についての転換の定め １．転換の条件 イ．転換比率 転換比率は４．０００とする。 ロ．転換比率の調整 本優先株式発行後、転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。場合には、前記イの転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \dfrac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$ ハ．転換により発行すべき普通株式 転換により発行する普通株式数 ＝ 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率 ニ．転換の請求をすることのできる期間 設立の日から満５年間
種類株主総会の決議を要する事項に関する定め	新たに配当優先株式を発行しようとする場合には、優先株主総会の議決を経なければならない。

7　新株予約権に関する経過措置

(1)　取得条項付新株予約権の登記（通達第８部第１の２（３））

新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 １００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式　１００株 なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式は１株とする。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 １０万円 ただし、当会社が時価を下回る払込金額で新株を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）には、次の算式により調整される。調整の結果生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$ また、払込金額は、株式の分割又は併合の際にも適宜調整される。 新株予約権を行使することができる期間 平成１４年８月１日から平成２２年３月３１日まで 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 新株予約権者が新株予約権を行使する前に当会社の役職員の地位を失ってから５年が経過した場合、当会社は当該新株予約権の全部を無償で消却することができる。 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 新株予約権者が新株予約権を行使する前に当会社の役職員の地位を失ってから５年が経過した場合、当会社は当該新株予約権の全部を無償で取得することができる。 平成１８年５月１日変更　平成１８年５月８日登記 平成１４年　７月　８日登記

〔注〕　施行前にされた新株予約権の登記では，取得条項付新株予約権に関する事項は，新株予約権の消却事由の項目の中で括弧書きで表示することとする。

(2)転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の登記（通達第８部第１の２（４））

新株予約権	第１回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 １００００個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その行使により当社が発行する当社普通株式の数は、行使された新株予約権に係る社債の発行価額の総額を下記の転換価額で除した数とする。ただし、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 ①行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権１個の行使に際して払込みをすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、金４６２円とする。 ②転換価額等の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、転換価額を次に定める算式をもって調整する。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数（ただし、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。）をいう。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法） ①行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権１個の行使に際して払込みをすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、金４６２円とする。 ②転換価額等の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、転換価額を次に定める算式をもって調整する。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数（ただし、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。）をいう。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は

	当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 （金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額） 　新株予約権１個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。 平成１８年５月１日変更　　平成１８年５月８日登記 新株予約権を行使することができる期間 　平成１９年３月３１日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 　この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が１億円以上である場合に行使することができる。 平成１７年　７月　４日登記

〔注〕施行前にされた新株予約権の登記では，新株予約権の行使に際してする現物出資に関する事項は，その行使に際して出資される財産の価額の項目と並んで，括弧書きで表示することとする。この際，「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」として従前登記されていた事項は，職権で（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）と括弧書きを付した上で記録することを要する。

8　特例法上の大会社又はみなし大会社に関する経過措置

(1)監査役設置会社である旨及び社外監査役である旨の登記（通達第８部第１の２（５））

役員に関する事項	監査役　　山　田　花　子	平成１７年　４月　１日就任 平成１７年　４月　８日登記
	監査役　　山　田　花　子 （社外監査役）	平成１８年　５月　８日社外監査役の登記

監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成１８年　５月　８日登記

(2)会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の登記（通達第８部第１の２（５））

役員に関する事項	会計監査人　　山　田　花　子	平成１８年　５月　８日会計監査人の登記

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成１８年　５月　８日登記

9　公開会社である小会社による経過措置

監査役の退任の登記（通達第８部第１の２（７））

役員に関する事項	監査役　　山　田　花　子	平成１７年　４月　１日就任 平成１７年　４月　８日登記 平成１８年　５月　１日退任 平成１８年　５月　８日登記

第２　特例有限会社に関する経過措置

１　施行前の登記

商　号	第一電器有限会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
出資１口の金額	金１０００円
資本の総額	金５００万円
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目３番５号 取締役　　甲　野　太　郎
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
存立時期	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１２年１０月　１日登記

２　施行後の登記

商　号	第一電器有限会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	５０００株 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５０００株 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
出資１口の金額	金１０００円
資本金の額	金５００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目３番５号 取締役　　甲　野　太　郎
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１２年１０月　１日登記

３　公告をする方法に関する職権登記

(1)　整備法第１３６条第１６項第３号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合）

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記

〔注〕　施行前に合併等の公告方法を日刊新聞紙とする旨定款上定めている場合も，同様である。

会社が合併等の公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ

〔注〕　この登記をした際に，従来の合併等の公告方法の登記を職権で抹消する（下線の付与）。

(2)　整備法第１３６条第１６項第３号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を定款上定めていない場合）

公告をする方法	官報に掲載してする	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記

(3)　整備法第１３６条第１６項第３号に基づく職権登記（施行前に合併及び分割の公告方法でそれぞれ異なる公告方法を定款上定めている場合。整備法第５条第４項）

公告をする方法	官報に掲載してする	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記

４　株式会社への商号変更を行う場合

(1)　株式会社についてする設立の登記（整備法第４６条，会社法第９１１条）

商　号	第一電器株式会社	
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日	
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	５０００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ５０００株	
資本金の額	金５００万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を第三者へ譲渡する場合は、当会社の承認がなければ譲渡することができない	
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成１２年１０月　１日就任
	東京都千代田区霞が関一丁目３番５号 代表取締役　　甲　野　太　郎	
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地	
存続期間	会社成立の日から満５０年	
登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日第一電器有限会社を商号変更し，移行したことにより設立 平成１９年１０月　１日登記	

(2)　特例有限会社の解散の登記（整備法第４６条）

登記記録に関する事項	平成１９年１０月１日東京都中央区京橋一丁目１番１号第一電気株式会社に商号変更し，移行したことにより解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖

5　有限会社の種類株の例（通達第８部第２の２（２））

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ６０株	
	発行済株式の総数 ６０株 各種の株式の数 普通株式　４０株 優先株式　２０株	平成１８年　５月　１日変更 平成１８年　５月　８日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　４０株 優先株式　２０株 １．優先配当金 利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）に対し普通株式を有する株主（以下普通株主という）に先立ち、１株につき５万円を支払う。 平成１８年　５月　１日変更　平成１８年　５月　８日登記	

第３　合名会社及び合資会社に関する経過措置

１　施行前の登記

商　号	合名会社横浜木材商店
本　店	横浜市中区山下町３７番地の９
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日
目　的	１　木材の販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本牧町二丁目２０番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　丙　野　五　郎
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 神奈川県横須賀市日の出町一丁目４番地
存立時期	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１２年１０月　１日登記

２　施行後の登記

商　号	合名会社横浜木材商店
本　店	横浜市中区山下町３７番地の９
公告をする方法	官報に掲載してする 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記
会社成立の年月日	平成１２年１０月１日
目　的	１　木材の販売 ２　上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目１０番地 社員　　甲　野　太　郎
	横浜市中区本牧町二丁目２０番地 社員　　乙　野　次　郎
	横浜市中区山下町１５番地 社員　　丙　野　五　郎
	代表社員　　甲　野　太　郎
支　店	１ 神奈川県横須賀市日の出町一丁目４番地
存続期間	会社成立の日から満５０年
登記記録に関する事項	設立 平成１２年１０月　１日登記

３　公告をする方法に関する職権登記

(1)　整備法第１３６条第１０項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合）

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記

〔注〕　施行前に合併の公告をする方法を日刊新聞紙とする旨を定款上定めている場合も，同様である。

会社が合併の公告をする方法	電子公告の方法により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｄａｉ－ｉｃｈｉ－ｄｅｎｋｉ．ｃｏ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ

〔注〕　職権による登記をした際に，従来の合併の公告をする方法の登記を職権で抹消する（下線の付与）。

(2)　整備法第１３６条第１０項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を定款上定めていない場合）

公告をする方法	官報に掲載してする	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　１日登記

第４　外国会社に関する経過措置

１　外国会社の公告方法の例（通達第８部第４の２（２））

公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 平成１８年　５月　８日登記

２　外国会社の支配人の例（他の営業所でする場合　通達第８部第４の２（３））

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地 甲　野　太　郎 営業所　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号	平成１８年　５月　８日登記